

『源平盛衰記』全釈 (三—卷一—3)

早川厚一
曾我良成
橋本正俊
志立正知

季仲黒帥

¹ 太宰権帥季仲すあひながの卿ハ、余リニ色ノ黒カリケレバ、人黒帥トゾ申シケル。² 蔵人頭也ケル時、ソレモ「穴³黒々、黒キ⁴頭哉。イカナル人ノ漆塗^{うるし}ラン」ト拍シタリケレバ、季仲の卿ニ並ビテオハ「⁵シケル基高の卿ノ舞ハレケルニ、此ノ人余リ⁵ニ色ノ白カリケレバ、季仲の卿ノ方人ト覚シクテ、「穴白々、白キ⁶頭哉。イカナル人ノ⁷簿押しケン」ト拍シ返シケル殿上人⁸モオハシケリ。

【校異】1〈蓬・静〉「小野宮殿三代孫」と傍書。2〈近〉「くらんとのかみ」、〈蓬〉「蔵人頭」、〈静〉「蔵人の頭」。3〈近〉「くろく」と。4〈近〉「かみかな」、〈蓬〉「頭かな」。5〈蓬・静〉「に」なし。6〈近〉「かみかな」、〈蓬〉「頭かな」。7〈近・蓬〉「はく」、〈静〉「薄」。8〈近〉「さおはしけり」。

【注解】○太宰権帥季仲卿 永承元年(一一〇四六)〜元永二年(一一一九)。小野宮藤原美頼の孫、中納言経季次男。母は備後守邦恒の女。説法の名手仲胤の父(南)に記載あり。寛治元年(一一八七)蔵人頭、八年(一一九四)参議左大弁に昇り、権中納言から、康和四年(一一〇二)太宰権帥を兼任した。長治二年(一一〇五)宣旨により延暦寺の悪僧を捕らえようとして神輿を射て、日吉社神人を殺害したため、日吉社の訴えにより解官され、周防国に配流、さらに常陸国に移され、元永二年配所で没した。〈盛〉にも、卷四に、「大蔵卿

為房、大宰師季仲卿ハ、朝家ノ重臣也シカ共、大衆ノ訴詔ニ依テ被^レ流罪ニキ(一一三四頁)とある。なお、『中右記』は元永二年六月二十四日条に、彼の死去を記して、「有^二才知^一、有^二文章^一、可^レ惜可^レ哀、但心性不^レ直、遂逢^二其殃^一」と評する。○余ニ色ノ黒カリケレバ、人黒帥トゾ申ケル 季仲の日記は、今日では逸文の形で見るのみだが、それらは、『季仲紀』『季仲卿記』と呼ばれることが多い。しかし、それ以外に、『記録異同考』『平座小除日部類』『歴代残闕日記』では、『玄記』と見える。これは、季仲が色黒であったことに由来す

る名称だが（木本好信）、『平家物語』の当該記事による名称と見て良からう。○蔵人頭也ケル時 季仲が蔵人頭を勤めたのは、寛治元年

（二〇八七）十二月から八年（二〇九四）六月のこと。季仲をめぐる五節の折の先例話は、『平家物語』諸本が等しく載せるところである。

ところで、迫徹朗・美濃部重克が紹介する『貫首秘抄』によれば、この先例話は、源雅兼の話であった可能性がある。それによれば、五節の淵酔の際、殿上人達は、貫首（蔵人頭）饗応のため、蔵人頭雅兼に、恒例でもあった舞を求めた。ところが舞の不得手な雅兼は、舞う

ことなくその場から逃げたため、殿上人達は、追い掛けながら「穴黒々黒主哉」の曲を歌った。さらに、殿上人達は、「黒頭」の言葉を交えて歌い替えたという。この事件が起きたのは、雅兼が蔵人頭の時節の時であり、『貫首秘抄』によれば、丁度その時、鳥羽上皇の熊野

参詣があったと見られることから、そうした条件に叶うのは、天治二年（一一二五）または大治元年（一一二六）のことと考えられる（竹鼻續）。忠盛（一一三二）やこの後に引かれる中雅の件（一一三三）より、ほんの少し前の出来事とみられる。迫は、雅兼が『平家物語』

編者の情報源の一つでもあった源雅頼の父であったため、そのままの掲載を憚り、同じく『貫首秘抄』に失敗談が載る季仲の話に替えたとする。しかし、季仲は、晩年こそ不本意な死を迎えたが、『今鏡』に、堀河天皇自ら「一のかみにて堀河の左の大臣、物書く宰相にて通俊・匡房、蔵人頭にて季仲」（全訳注『今鏡』上―三三〇頁）の

【引用研究文献】

* 木本好信「藤原季仲と『季仲卿記』小考」（『國書・逸文の研究』臨川書店二〇〇一・12）

* 迫徹朗「『平家物語』考証一題―「あな黒々」と「鬱使」（『香椎潟』二六号、一九八一・3）

名を挙げて、「昔に恥じぬ世」と我が世を賞したように、堀河天皇の寵臣の一人でもあった。忠盛や、この後に引かれる家継・家成等が、新興勢力・有徳人として、あるいは院や天皇の寵愛を恣にした者達であったが故に、それを妬んだ殿上人等に囃されたように、季仲もまた囃されるに相応しい資格を持っていると言えよう。○穴黒々、黒牛

頭哉：『貫首秘抄』では、「穴黒々黒主哉之曲」とあるので、即興的な歌詞ではなく、「乱舞の席で、囃されてもなかなか芸をせぬ者に対して」「けしからぬぞといて囃す」時の囃子歌であったか。このように、「五節の宴での殿上人の囃子は、好意のもてなしであり、意趣を含む相手には殿上人は囃子をやめてしまうのが常であったらしい」（美濃部重克）。○基高卿 季仲の方人等が、「あな白々」と囃し返

した相手の名前を記すのは、〈盛〉のみ。〈延・長〉は「蔵人頭」とし、〈南〉は、「殿上人」とするのみ。〈鬪〉は本文に脱落があり、不明。〈四・屋・覚〉は、当該話を欠く。基高は、『参考源平盛衰記』が考証するように、右少将藤原家範の子の基隆か（尊卑）1―三一五頁）。平治の乱の折の首謀者とされる藤原信頼は孫に当たる。生没年、正保二年（一〇七五）―長承元年（一一三三）。寛治四年（一〇九〇）十月に十六歳で昇殿（補任）（1―三九九頁）しており、季仲と、時期的には重なる。蔵人頭の経歴は確認できないが、基隆は、堀河天皇の乳母子であった。そうした点からは、堀河天皇の寵臣の一人でもあった季仲と番えられるにふさわしい人物ではあった。

*竹鼻績『今鏡・全訳注(中)』五〇二頁(講談社学術文庫一九八四・5)。

*美濃部重克「穴黒々黒王哉の歌」(日本古典文学会々報第一〇七号、一九八五・11。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録)。

家継左曲

右中將家継ト云人、¹祖父ノ²代マデハ時メキタリケルガ、父ガ時ヨリ氏^{ウヂ}タエテ、有^レカ無^キカニテオハシケル³ガ、下臈^{ゲラフとくじん}徳人ノ⁴聳^セニ成^リテ、舅^{シウト}ノ⁵徳^ニ右ノ中將ニ成^リ給^ヒタリケリ。此モ五節⁵ニ、「絶^タヌル⁶父^云ニ及^ハズ、⁷祖父ノ代マデハ家継ゾカシ。左曲ノ右中將」トゾ拍^{ハヤ}シタル。貧^キ者¹⁰、¹¹ウタノシキ¹²妻ヲマウクルハ左ユガミト云^ガ事ナレバ、カクハヤシケル也。

【校異】 1〈近〉「そぶの」、〈蓬〉「祖父の」、〈静〉「祖父の」。 2〈近〉「よまては」、〈蓬〉「代^ヨまては」。 3〈蓬〉「が」なし。 4〈蓬〉「右中將に」。 5〈蓬・静〉「の」。 6〈蓬・静〉「父は」。 7〈近〉「そぶの」、〈蓬〉「祖父の」、〈静〉「祖父の」。 8〈近〉「さきよくの」、〈蓬〉「左^{ヒタリユガミ}曲の」、〈静〉「左^{ヒタリユガミ}曲の」。 9〈近〉「まつしき」、〈蓬・静〉「わひしき」。 10〈蓬〉「物の」、〈静〉「もの」。 11〈静〉「たのもしき」。 12〈近〉「めを」、〈蓬〉「妻を」、〈静〉「妻を」。

【注解】 ○右中將家継ト云人… 〈盛〉の独自説話。該当人物は未詳。

次話では、忠雅を聳に取った家成が囃されるのだが、当該話では、父の代で絶えようとしていた家を、有徳人の聳となって、家を継いだ家継が囃されたとする話。左右の近衛の中將は、貴族たちが公卿になるための足がかりとして重要な地位であった。治承元年、大外記清原頼業が、京極殿すなわち藤原師実の前例について、「京極殿、自^ニ四位侍従、令^レ任^ニ左中將^御」(『玉葉』治承元年十一月二十六日条)と述べているように、摂関家の子弟は概ね「侍従」↓「少將」↓「中將」↓「公卿」という過程をたどって公卿に加わるのが通例であった。それだけに、『玉葉』の記主九条兼実の息子良通が右中將に任命される際に、「偏法皇之殊恩」(『玉葉』治承元年十一月十五日条)とあるように、その任命には院などの権力者の意向が大きく働いたものと思われる。受領などのように、成功によって任官可能というわけにはいか

ない官職である。「徳人」である舅の援助で中將になるといふのは、恐らくは、〈盛〉編者の創作説話であろう。 ○下臈徳人 徳人とは有徳人、すなわち「非農業的、非領主的な富裕者」(吉川弘文館『国史大事典』「有徳人」)のことであり、「文献に数多く見えるようになるのは鎌倉時代後期から」(同上)である。平安時代の用例は少ないが、『小右記』寛弘八年二月十五日条に、「雲上人及有徳者、或当任吏或旧吏等、各引率隨兵」とある。記載の序列が、「雲上人」(＝殿上人)と「当任」・「旧吏」等の国司との間に位置づけられている。受領などによって富を蓄積した貴族階級のもの指しており、この場合の「下臈徳人」の下臈とは異なったイメージである。下臈という語感は、「鎌倉時代から浸透してくる商品経済の利得で致富に至った凡下身分の者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すなわち、この部分の記述は、凡下身分の有徳人の語が文献に数多く見え

てくるという鎌倉時代後期以降の社会経済的背景によって構成されたものと思われる。○左曲「日国大」が「①左右が平均しないで左の方がゆがんでいること。また、左の方へゆがんでいること。②転じ

て、夫婦の身分が不釣り合いなこと、特に貧しい男が身分不相応な妻をもつこと」として、その用例に「盛」を引く。他の用例未詳。「左曲」は「大漢和」になし。

忠雅播磨米

花山院¹入道²太政大臣³忠雅⁴ノ、十歳ニテ父中納言忠宗⁵ノ卿ニ後⁶給ヒ、孤兒⁷ニテ⁸オハセシヲ、⁹中御門中納言¹⁰家成¹¹ノ卿ノ、播磨¹²守ノ時、¹³智¹⁴ニ取テ花ヤカニモテナサレケレバ、是モ五節¹⁵ニ、「¹⁶播磨米ハ木賊カ棕ノ葉カ、人ノ鉛ヲ付¹⁷ルハ」トゾ拍¹⁸シタリケル。上代ハ角コソ有シカ共、異ナル事ナシ。末代ハ如何アルベキト、人ノ心覺束¹⁹ナシ。

忠盛朝臣、子息アマタ有リキ。嫡子清盛、二男経盛、三男教盛、四男家盛、五男頼盛、六男忠重、七男忠度、以上七人、皆諸衛ノ佐ヲ経テ、殿上ノ交リ、人、更ニ嫌¹ニ及²ズ。日本国ニハ男子七人アルヲバ長者ト申³事ナレバ、人多ク羨⁴ミケリ。是モ徳長⁵長寿院ノ御利生ト覺⁶エタリ。但⁷、命ハ限リアル事ナレバ、⁸近衛院御宇仁平三年⁹《癸酉》正月十九日、行年五十八ニテ卒¹⁰シケリ。猶モ盛リトコソ見¹¹、¹²エシニ、春立¹³霞ニタゲヒ、雲井ノ煙¹⁴ト消¹⁵上¹⁶リ、指シタル病モナシ。イツモ正月十五日、精進¹⁷潔齋シケルガ、今年モ又身心ヲ清メ沐浴シテ、¹⁸本尊¹⁹ノ御前ニ香ヲ焼²⁰キ、²¹花供²²ジテ、念仏申²³、西ニ向²⁴テ睡²⁵ガ如クシテ引²⁶入りニケリ。今生ニハ一千一鉢ノ観音ノ²⁷蒙²⁸利益²⁹、四海ニ³⁰榮花³¹ヲ開³²キ、終焉³³ニハ上品³⁴中品³⁵ノ弥陀ノ来迎³⁶ニ預³⁷テ、九品³⁸蓮台³⁹ニ⁴⁰連⁴¹合⁴²ニ生⁴³ス。見⁴⁴ル人聞⁴⁵ク人⁴⁶モ、敬⁴⁷ズト云⁴⁸事ナシ。女子五人、男子七人有⁴⁹リキ。

清盛、嫡男ナレバ其¹跡ヲ継²ク。諸国庄園ヲ讓ルノミニ非³ズ、⁴家中⁵ノ重玉⁶、⁷同⁸相伝⁹シテ、他家¹⁰ニ移¹¹事ナシ。中ニモ唐皮ト云¹²鍔¹³、小鳥ト云¹⁴太刀、清盛ニ被¹⁵授¹⁶ケ。又拔丸モ此家ニ止¹⁷ル。ベカリケルヲ、頼盛、当腹ノ嫡子ニテ、伝¹⁸之¹⁹。ソノ事ニ依²⁰テ、兄弟中惡²¹カリケルトゾ聞²²ク。エン。

- 【校異】 1〈近〉「の」あり。 2〈近〉「だいじやうの大臣、〈蓬〉「太政大臣」。 3〈近〉「たゞまさこうの」。 4〈近〉「おはしせしを」。 5〈近〉「なかのみかとの」。 6〈近〉「かせいのきやうの」、〈蓬〉「家成ノ卿の」。 7〈近〉「とつて」、〈蓬〉「取て」。 8〈近〉「はりまよねは」、〈蓬・静〉「播磨米は」。 9〈蓬〉「忠盛朝臣」。 10〈蓬〉「忠房」、〈静〉「忠房」。 11〈蓬〉「日本国には」。 12〈近〉「こんゑのゐんの」、〈蓬〉「近衛院」。 13〈近〉「にんへい」、〈蓬〉「仁平」。 14〈近〉「《癸酉》なし。 15〈蓬〉「十五日」。 16〈蓬〉「きえのほりぬ」、〈静〉「消のほりぬ」。 17〈蓬・静〉「十五日は」。 18〈近〉「御まへに」。 19〈近〉「はなをくうじて」、〈蓬〉「花供して」、〈静〉「花供して」。 20〈近〉「むかつて」、〈蓬・静〉「むかひて」。 21〈近〉「ねふるがごとくして」、〈蓬〉「眠かごとくして」、〈静〉「眠かごとくして」。 22〈蓬〉「今生は」。 23〈近〉「りしやうをかうふり」、〈蓬〉「利益をかうふりて」、〈静〉「利益をかうふりて」。 24〈蓬〉「中台の」。 25〈近〉「あづかつて」、〈蓬・静〉「あつかりて」。 26〈蓬・静〉「ノ」なし。 27〈近〉「むまる」、〈蓬〉

「生き」、〈静〉「生き」。28 〈蓬〉「みる人も」、〈静〉「見る人も」。29 〈近〉「モ」なし。30 〈蓬・静〉「うらやますと」。31 〈蓬〉「諸国の」。32 〈近〉「いゝもの」、〈蓬〉「家中の」。33 〈蓬〉「むなしく」。34 〈近〉「うつす」、〈蓬・静〉「うつる」。35 〈蓬〉「中ニモ」なし。36 〈蓬・静〉「へかりしを」。37 〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よつて」。

【注解】○花山院入道太政大臣忠雅 生没、天治元年（一一二四）
 建久四年（一一九三）。大治四年（一一二九）に叙爵、長承二年（一一三三）一月十歳で昇殿、同年九月に父忠宗病死、保延二年（一一三六）右少将（十三歳）、以後左中将、美作守等を経て永治元年（一一四二）十二月に近衛天皇の藏人頭、翌年正月に従三位となり、参議・権中納言・檢非違使別当・大納言・右大将・内大臣を歴任、仁安三年（一一六八）八月太政大臣に昇る（補任）。忠雅十歳の時とは、長承二年（一一三三）の事で、この忠盛の事件より一年後のことになる（全注釈）上―五四頁）。しかし、〈盛〉を初めとして『平家物語』諸本の多くは、上代における先例説話としてこの話を引く。その問題点については、注解「上代八角コソ有シカ共…」参照。なお、忠雅が家成の聳となった時期については不明。また、忠雅が家成女との間にもうけた兼雅は、清盛女を妻とし、また、忠雅女が基房の正妻でありながら安徳天皇の乳母となるなど、平家との密接な関係が指摘される（角田文衛）。他に、親族の中で、平氏親昵の公卿としては、忠雅の弟忠親や、忠雅の女婚源通親などもいた（高橋昌明②）。

○中納言忠宗卿 左大臣家忠の一男。永長二年（一一〇九七）に叙爵、長治元年（一一〇四）正月に十四歳で昇殿を果たす。左少将、藏人、右中将を経て保安三年（一一二二）藏人頭に任ぜられる。大治五年（一一三〇）右中将兼参議となり、同年十一月に従三位に昇進、翌天承元年十二月に権中納言に任ぜられるが、長承二年（一一三三）九

月一日に病没する（補任）。四十七歳。○孤児ニテオハセシヨ
 「孤児」の意は、「ミナシコ如何 孤也 父母トモニナケレハミナ、シコ也 皆無子也」（『名語記』卷九―六七オ）に見るように、両親を亡くした子の意だが、ここは、「十六以下にして父無きを孤と為す也」（『戸令義解』）の意だろう。忠雅の母は、参議藤原家保の女、家成の姉妹。つまり、家成は、父を亡くして後見を失った姉妹の子の忠雅を聳に迎えたのである。○中御門中納言家成卿 生没、嘉承二年（一一〇七）久寿元年（一一五四）。白河院の寵臣顕季の孫、参議家保の三男。母は近江守藤原隆宗女。忠盛の北の方池禪尼は、母方の従姉妹に当たる。また、女が平重盛妻、子成親の女が平維盛妻、成親嫡子成経の妻が平教盛女、さらに、孫の冷泉隆房が清盛女を妻とするなど、平家との縁が深い。保安二年（一一二二）正月、十五歳で中宮権少進、翌三年藏人補任以降昇進を重ね、大治五年（一一三〇）四月昇殿、同年十月播磨守、長承三年（一一三四）二月に左京大夫兼任、保延二年（一一三六）十月従三位、その後、右兵衛督・右衛門督などを歴任し、久安三年（一一四七）正二位、同五年に中納言に至った（補任）。鳥羽院の寵臣として権勢を振るい、二十三歳にして、「天下一向帰家成」（『長秋記』大治四年（一一二九）八月四日条）と評された。また、その死に際しては、「天下無双之幸人也」（『台記』久寿元年五月二十九日条）とも評される。鳥羽院と家成をめぐる逸話として、『玉葉』建久三年四月八日条に、範俊僧止が献上した由来不

明の宝珠を、鳥羽院の時に家成に預け、その没後召し返して勝光院宝蔵に安置した旨が記される（『明月記』建久三年四月十日条にもあり）。なお、鳥羽院近臣としての家成一族と平氏との緊密な姻戚関係等については、角田文衛・高橋昌明①②が詳しい。○播磨守ノ時、

聳二取テ 家成は、この後、殿上人達から、「播磨米は木賊か掠の葉か」と囃される。とすれば、当然、家成が忠雅を聳に取ったのは、家成が、播磨守在任中のこととなる。家成の播磨守任官は、大治五年（一一三〇）十月から、保延三年（一一三七）一月まで。とすれば、

忠雅が聳となったのは、忠宗が病没した長承二年（一一三三）九月以降から、保延三年一月までのこととなる。忠雅の十歳から十四歳までのこと。○上代八角コソ有シカ共、異ナル事ナシ。末代ハ如何アル

ベキト…「上代」とするのは、他に〈闘・長〉〈四・南・屋・覚〉「上古」（但し、〈屋〉は、忠雅話を欠く）、〈延〉「代上テハ」。ここまですべて挙げてきた五節の舞の先例説話及びこの評語を、〈四・延・盛〉は、忠盛が鳥羽院の叡感に預かり一件が落着いた後に、〈闘・長・南・屋・覚〉は、忠盛が五節の際にからかわれて退席した後、殿上人が忠盛を訴える前に置く。いずれにしても文脈からは、ここまでの先例説話を、良き世であった上代のこととして捉え、不安の残る忠盛の事件を末代のこととして捉えられる。しかしそれでは、「花山院入道太政大臣忠雅」項で述べたように、忠盛昇殿の翌年のこととなる中雅の逸話を「上代」とする点が問題となる。この点について早川厚一は、〈延〉が「代上テハ」とすることに注目し、これを「上代」の意ではなく、「時代を遡ると」ぐらゐの意と解する。そして、季仲や忠雅の逸話も、忠盛の昇殿も、「上代」「末代」として区分されているのではなく、いずれ

も末代ではあるものの、やや遡った時代の説話として捉えられていると考える。その時代とは、得長寿院供養譚では、末代の世とは言え、「仏神ノ威光猶以テ嚴重」な時代とされたように、また「殿上の闘討」でも、忠盛が辱めを受けた際は、季仲や忠雅の時のように、大した事件も出来せず（せいぜい言い返す程度）、忠盛は、鳥羽院の誉めにさえ預かったように、忠盛の時代は他の先例説話と同様に、末代の中でも良き世のこととして捉えられていると考える。それに対して、末代の世相も深まったこの世においては、この後どうなることであろうかと人々は不安がったというように考える。そして、その不安が的中した事件が、この後の、「代ノ乱レケル根源」（〈延〉巻一—五四ウ）「平家ノ悪行ノ始メ」（同五九オ）とも評される「殿下乗合事件と解する。以上のように解すれば、〈盛〉をはじめとして、「上古」とか「上代」とする諸本は、〈延〉の「代上テハ」を、「上古」や「上代」の意と誤解したことになる。〈覚〉などは、もともとの〈延〉のような形態であったものを正確に読み取れず、改変して場所を移したため、忠盛の事件を末代のものでしてしか読めなくなっている。また〈屋〉は、この矛盾を解決するために、忠雅話を省略したと考えられる。しかし、この解釈には佐伯真一の批判があり、〈延〉では先例説話を引く前に、忠盛に処分がなかったことについて「各憤リ深クテ止ニケリ」とあり、忠盛の事件は決着がついておらず「憤リ」が先に持ち越されていることを指摘する。また今井正之助も、佐伯と同様、忠盛の事件を大した事件には発展しなかったとして、先例説話と一括するのは無理があるとし、その解釈では〈延〉の脈絡を無視することになるとする。なお、〈盛〉に見る「上代」の他の用例一〇例中、当該例のように、

「上代…、末代…」と対にする形は、他に二例。「上代」は、これらの用例を含めて、古き良き聖代の意で使用されることが多い。「上代」が、具体的な事例を指す用例は、他に四例あるが、①巻八の蘇武を指す事例（一―四八九頁）、②巻三三の將門を指す事例（三―四〇五頁）、③巻四三の「貞観ノ旱」から「正暦ノ疾疫」までを指す事例（六一―一八五頁）、④巻四四の天徳の内裏火災を指す事例（六一―三三三頁）と言うように、総て十世紀までの事例である。○忠盛朝臣、子息アマタ有キ「…以上七人」まで、〈延〉同。○六男忠重〈蓬・静〉（校異10参照）や〈延〉は「忠房」。『尊卑分脈脱漏』（統群五上―一五二頁）『桓武平氏系図』（統群六上―一三三頁）によれば、藤原隆重の子で、後に忠盛の養子となった忠重（尊卑）2―四六頁）が該当しよう。（〈延全注釈〉巻一―一三九頁）。忠重が忠盛の養子となったのは、天承元年（一一三二）八月から長承元年（一一三三）九月の間か（青木三郎）。○皆諸衛佐ヲ経テ、殿上ノ交リ、人、更ニ嫌ニ及ヌ（〈四・延・長〉同。〈南・屋・覚〉の場合、「其ノ子孫諸衛ノ佐ニ成リ昇殿セシニ、殿上ノ交リヲ人不及嫌」（〈屋〉一四頁）のように、「昇殿」したとする。忠盛の子供達は、みな諸衛佐を経て昇殿し、彼らの殿上の交わりを、殿上人は最早嫌うことは出来なかったの意となる。諸衛の佐については、鎌倉期の『官職秘抄』に、「公達任之、於諸大夫者規模也」（右衛門府の「佐」とあるように諸大夫家の基本の官職であり、また南北朝期には『職原抄』に「凡廷尉佐者名家譜第之中精撰之職也」（檢非違使の「佐」とあるように、「名家」の家柄から精選されて任じられるもの）と意識されていた。ここで、忠盛の子息が総て諸衛佐を経たとするのは、この時点で摂関家や羽林家に次ぐ家格に至ったことを

示すことになる。ただし、清盛・頼盛・忠度に左・右兵衛佐任官は確認できるが、他の四名については確認できない。○日本国ニハ男子七人アルヲバ長者ト申事ナレバ…〈延〉同。典拠不明。「それ人を、ちやうじやと云は、子ども、なん女をおしならべ、そのうへに、きんぎん、べいせん、もろもろのたからそろへて、もつ人を、ちやうじやとは、いふぞかし」（『宝くらべ』室町時代物語大成8―四六五頁）。長者が、財産はあっても子を持たず悩む話は、『文正草子』『あいがの若』など、室町期の物語には多く見られる。○是モ徳長寿院ノ御利生ト覚タリ〈延〉同。〈盛〉には、先に「忠盛仏智ニ叶程ノ寺ヲ造進シタリケレバ」（一一二頁）とあるが、得長寿院造進の利生の結果、忠盛は七人の男子に恵まれたとするのだから。〈延〉も、東大寺大仏殿の供養と比較して、「遙ニ昔ノ聖跡ヨリモ当伽藍ノ効験ハ勝レ給ヘリト、万人皆所奉讚也」（一六ウ）と、得長寿院の効験をより具体的に称揚していた。○近衛院御宇仁平三年（癸酉）正月十九日 忠盛は、近衛天皇の御宇、仁平三年（壬辰は〈闕〉も同様に記す）一月十五日に死去。〈蓬〉の「十五日」が正しい。この後にも、正月十五日の精進齋中に死去とあるので、十九日は、誤写等により生じた誤りだろう。○猶モ盛リトコソ見エシニ… 以下の忠盛臨終記事（女子五人、男子七人有キ）まで）は、他に〈延〉にあり。○イツモ正月十五日、精進齋シケルガ… 精進齋を正月十五日にした理由は不明。○花供ジテ 花を供えての意。〈延〉「花ヲ薫ジ給ケルガ」（巻一一二ウ）。〈延〉は、花の匂いを匂わせておられたがの意。○今生ニハ一千一鉢ノ観音ノ蒙利益… 先にも、忠盛の子福が、「是モ徳長寿院ノ御利生ト覚タリ」と記されていたように、ここも、今生の

忠盛の栄華が、得長寿院に安置された一千一体の観音の御利益であることを言う。なお、〈盛〉は、この後、「今生ニハ：四海ニ栄花ヲ開、終焉ニハ：九品ノ蓮台ニ生」と対句の形になっているが、〈延〉は、「今生ハ一千一鉢ノ仏ノ利益ヲ蒙リテ、一天四海ニ栄花ヲ開キ、終焉ノ暮ニハ三尊ノ来迎ニ預テ、九品蓮台ニ往生ス」（二二ウ）と、整った対句の形にはなっていない。○終焉ニハ上品中品ノ弥陀ノ来迎ニ預テ：『観無量寿経』に、上品上生じようほんじやうしやうから中品中生の者まで、その往生に際して阿弥陀仏が観世音や大勢至等、諸々の眷属とともに来迎すると記される。〈盛〉の形は、〈延〉の「終焉ノ暮ニハ三尊ノ来迎ニ預テ」のような本文を、対句仕立てとして解釈し直したのか。○見人聞人モ、敬ズト云事ナシ。女子五人、男子七人有キ 忠盛には、女子五人、男子七人の子がいたが、その内、清盛が嫡男であったため跡を継いだ、として、「女子五人：」から、段落替えることも可能であろう。しかし、ここは、〈延〉に「女子五人男子七人、各涙ヲ流テ惜ミ給キ」（二二ウ）とあるのに従い、「忠盛の往生を見た人も聞いた人も、崇敬しないということにはなかった。その忠盛には、女子五人、男子七人の子がいた」の意に解した。が、いずれにしても、〈盛〉の場合、「女子五人、男子七人有キ」のおちつきが悪い。○諸国庄園ヲ讓ルノミニ非ズ：以下の記事は、他に〈長〉にあり。〈長〉「国々を譲るのみならず、家の宝物他家へうつす事なければ、清盛これを相つぐ」（一—三六頁）。○中二モ唐皮ト云鎧、小烏ト云太刀 この唐皮・小烏については、〈盛〉巻四十「維盛出家」に「抑唐皮ト云鎧、小烏ト云太刀ハ、当家代々ノ重宝トシテ、我マデ嫡々ニ相伝レリ」（五—五六五頁）と記され、

続けて「唐皮小烏拔丸」でその由来が詳しく記される。唐皮を不動明王の所与、小烏を伊勢神宮の所与とするこの伝承は、〈長〉にも見られるが、他諸本には未見。なお、近似した伝承を記すのが、『伊勢系凶別本』。貞盛の注記に、桓武天皇（正しくは、朱雀天皇）の御宇に、将門を討伐した貞盛に、「天下ヲ可守護道具」として与えられたのが、「二色ノ御宝物御劍御鎧」であったとし、次のように記す。「此両宝物。帝王為天下政ノ。貴僧慈園（慈惠の誤りか）大師天皇同座ニテ。愛染ノ法ヲ御祈念有。然二七日ノ満日ニ至紫雲大内ニ下リ。壇上鎧一領落シタリ。是ヲ上覽有ドモ。名モ不知虎ノ皮ニテ包タル故。唐皮ノ鎧ト帝王ノ名付給ヘリ。是天当ヨリ恵有故ト有難思召。其壇ヲ其儘ニテ。又一七日御行給ヘリ。又七日満日ニ至。禁裏ノ南庭ニ長八尺ノ烏飛来ル。帝王御笏ニテ招給ヘバ。御前ニ其烏飛来リ。大神宮ヨリ參ル成トテ飛去ル。其跡ニ一ノ劍ヲ置ク。是又上覽有ニ無銘ナリ。何其名モ不知。故亦御門ノ勅意ニハ。烏ノ懐ヨリ出タル間。小烏丸ト名付給ヘリ。鎧ノ名ヲ後ニ知レタリ。不動明王ノ鎧ナリ」（続群書六上—一三—一四頁）。〈延〉では鹿の谷事件で重盛が西八条に向かうときに、車中に「重代伝リタル唐皮ト云鎧、小烏ト云太刀、車ノ内ニ内々用意シテ持レタリ」（巻二—四〇ウ）と記す。〈延〉では、唐皮・小烏は、平家嫡流に相伝された武具としか記されないが、〈長〉・盛では、唐皮・小烏は、国家守護の武具として初め内裏にあって、時の大將軍に持たすべく、平將軍貞盛の代に下賜されて以来、平家嫡々に相伝されたとする。○又拔丸モ此家ニ止ルベカリケルヲ：以下この位置に拔丸話を記すのは、他に〈長〉。〈盛〉巻四十「唐皮小烏拔丸」では、拔丸は、鈴鹿の獵師が伊勢神宮に祈願して得

たもので、それを伊勢守であった忠盛が買い取った霊剣とする。そして最後を、「懸ル目出キ劔ナレバ、嫡々ニ伝ルベカリケルヲ、頼盛当腹ニテ相伝アリケレバ、清盛頼盛兄弟ナレ共、シバシハ中悪御座ケリト聞エキナンド、細ニ物語シ給テ」(5―157二頁)と結ぶ。この抜丸の所有をめぐる問題が、頼盛と平氏嫡流との不和につながるとする言説はこれ以外にも陽明文庫本『平治物語』(新大系一九六―一九七頁)に見える。〈延〉では、平家嫡流に相伝される抜丸を頼盛が相伝したことにより清盛との確執が生まれ、さらにその後宗盛が抜丸を所望した際も、頼盛が、「其上大臣殿ハ嫡々ノ跡ヲ継テ、此外ノ当家相

【引用研究文献】

- *青木三郎「平家物語注釈の問題点―忠盛の子息達―」(『解釈』一九七〇・7)
- *今井正之助「書評 早川厚一著『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』」(名古屋大学国語国文学九一、二〇〇二・12)
- *大羽吉介「抜丸説話と平頼盛平氏一門離反をめぐる」(『駒沢国文二二、一九八五・2)
- *佐伯真一「季仲・忠雅先例話の意味」(『延慶本平家物語考証 四』新典社一九九七・6)。
- *鈴木彰「抜丸話にみる『平家物語』変容の一樣相―軍記物語と刀剣伝書の世界―」(『国語と国文学』二〇〇〇・8。『平家物語の展開と中世世界』汲古書院二〇〇六・2再録)。
- *高橋昌明①「後白河院と平清盛」(『歴史評論』六四九、二〇〇四・5)
- *高橋昌明②『清盛以前 伊勢平氏の興隆』一三一頁・一六〇―一六二頁(平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10。参照は後者による)
- *角田文衛『平家後抄 上・下』上―二一〇頁(朝日新聞社一九八一・5)
- *早川厚一『『平家物語』「殿上闇討」話の先例説話―延慶本の上代・末代について―』(『国語と国文学』一九九三・6。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3加筆の上再録)。

¹ 清盛行「大威徳の法を」

伝ノ物具ト云、財宝ト云、其数多ク伝テ持給ヘリ。頼盛ハ庶子ナルニヨテ、余ノ重宝等一モ相伝セズシテ、僅ニ此ノ太刀一バカリナリ」(巻七―七二オウ七二ウ)と断ったため、宗盛と頼盛の対立が生まれ、その後都落ちの際の頼盛離反につながったと記す(大羽吉介)。このように、〈延〉では頼盛が都に残留した理由を語るために記されるのが抜丸話だが、〈盛〉の抜丸話は、忠盛の跡を継いだ清盛の「家中ノ重宝」の相伝を記す中に記されるように、頼盛と清盛(宗盛)との対立を語るためではなく、種々の武具への関心から記されたものと考えられる(鈴木彰)。

2 抑清盛打ツキ繁昌シ給ケル事、幼少ノ昔、3 中御門家成卿ノ許ニ、4 局ズミシテ有リケルニ、彼の卿ノ祈リノ師ニ、5 大納言阿闍梨祐真トテ、
 貴キ7 真言師アリ。8 家成卿ノ持仏堂ニテ護身加持シテオハシケレバ、清盛モ常ニ有リ対面。9 問ヒ給ヒケル事ハ、「真言上乘ノ秘法ノ中ニ、何ナ
 ル法カ、加様¹¹ノ在家ノ者¹²ノ¹³奉行¹⁴、¹⁴揭焉ノ預¹⁵利生¹⁶ニ事候¹⁷」ト。阿闍梨答ヘテ云ハク、「信心至テ修行スレバ、¹⁷何レノ法モ可¹⁸成就¹⁹。但シ、
¹⁸振²⁰威²¹於²²一天²³、¹⁹抽²⁴德²⁵於²⁶万人²⁷者、²⁷五大明王²⁸ノ其²⁹一³⁰、大威徳ノ法コソ成就アレバ、必ズ天子ノ位ニ昇³¹トハ²⁰申³²タレト云³³ケレバ、³⁴則³⁵ハ、
²¹阿闍梨ヲ師匠ト憑³⁶ミテ、³⁶件³⁷ノ法ヲ伝受³⁸シテ、²²七箇年ノ間、³⁸一向清浄³⁹ニ齋戒シ、³⁹可⁴⁰曾⁴¹ガ⁴²滋味⁴³ヲモ断ジ、⁴³玄石ガ⁴⁴美⁴⁵キ酒⁴⁶ヲモ禁ジテ、⁴⁶勇猛精
 進シ、⁴⁶信心勤行⁴⁷シ給⁴⁸ケリ。七箇年²⁵ニ滿²⁶タル夜、⁴⁸道場ノ上ニ²⁶声⁴⁹アリテ云ハク、「ツトメント思フ心ノキヨモリハ花ハ咲キツ、⁴⁹朶⁵⁰モサカヘン」²⁷ト。

【校異】 1 〈近〉「きよもり大のとくの法のおこなひ」。2 〈近〉「清盛行大威徳法付陀天并清水寺詣事」と傍書。3 〈近〉「なかのみかとのかせ
 いのきやうのもとに」。4 〈静〉「つはねして」。5 〈近〉「大なごんの」。6 〈近〉「たうとき」、〈蓬〉「貴き」。7 〈近〉「しんごむし」、〈蓬〉「真言
 師」、〈静〉「真言師」。8 〈近〉「かせいのきやうの」、〈蓬〉「家成の卿の」。9 〈近〉「あるとき」。10 〈近〉「けるは」。11 〈蓬〉「に」。12 〈蓬・静〉「の」
 なし。13 〈近〉「たてまつり」、〈蓬・静〉「奉りて」。14 〈近〉「けちゑんの」、〈蓬・静〉「掲焉の」。15 〈近〉「あじやり」、〈蓬〉「あさり」。16 〈近〉
 「しんじんいたつて」、〈蓬〉「しんじんをいたして」、〈静〉「信心をいたして」。17 〈近〉「いつれの」。18 〈蓬〉「ふるひふるひ」。後者の「ふるひ」
 は衍字。19 〈近〉「ぬきんするは」、〈蓬〉「抽出る事は」、〈静〉「抽^{スキ}ける事は」。20 〈近・蓬・静〉「申なれ」。21 〈近〉「あざりを」、〈蓬〉「阿闍梨
 を」。22 〈蓬〉「七年の間」。23 〈近〉「しいみをも」、〈蓬・静〉「滋味^{ゴキアサヘイ}をも」。24 〈近〉「うるはしき」、〈蓬・静〉「美^{ムキ}」。25 〈蓬〉「満する」、〈静〉「満
 する」。26 〈近〉「こゑ」、〈蓬〉「音」、〈静〉「音」。27 〈静〉「ト」なし。

【注解】 ○抑清盛打ツキ繁昌シ給ケル事… 本段は、〈盛〉の独自 頁。「十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜」とあるが、清盛が従四位上
 話。 ○幼少ノ昔、中御門家成卿ノ許ニ、局ズミシテ有ケルニ 「局 頁)のスピードであった。大治四年(一一一九)正月、十二歳で従五
 ズミ」は、「宮中や貴人の家に局をもって住むこと。また、そのよう 位下に叙され、左兵衛佐に任ぜられたのをはじめとして、天承元年
 な待遇で仕えること」(《日国大》)の意。〈盛〉巻五「成親以下被召 位正五位下、同八月従四位下に昇進、保延二年(一一三五)四月に中
 捕」には、清盛の「局ズミ」の具体的な様子が、傍線部のように記さ 務大輔に任ぜられている。家成は白河院崩御(大治四年(一一一九)
 れている。「御辺ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ。其 七月七日)以後、鳥羽院政下において急速に力を伸ばしてきており
 嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜。シカモ継 (高橋昌明一六〇頁)、忠盛は鳥羽院の寵を得ていた得子(美福門院。
 母ニハ値タリ。難^レ過カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ幡磨 守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ覺^ルノ直垂ニ繩紘ノ足駄ハキ
 テ通給シカバ、京童部ハ『高平太』ト云テ咲シゾカシ」(1—13—15 家成は、従兄に当たる)に接近するとともに、家成の祖父顯季以来の

関係の延長、および正妻示子（池禪尼。家成は、従兄に当たる）の存在を媒介として、家成との結びつきを強めていった（同一六一頁）。家成二十三歳の時（この時、清盛十二歳）には、家成は、「挙天下事一向帰家成」（『長秋記』大治四年八月四日条）と評される程の勢いを示していたことから、「年少の清盛が家成の家に足しげく出入していたという証言は、家成と忠盛・清盛の親密な関係を語るものとして、かなりな程度に史実を反映しているであろう」（同一六一頁）。ただ、角田文衛は、清盛が家成邸に頻繁に出入していたことは確かだが、「家成が鳥羽法皇の寵臣として大きな威勢を振ったのは、後々のことであって、大治年間においては、家成の一家は、清盛が御機嫌伺いに辞を低くして頻々と祇候するほどの権門ではなかった」（三三五頁）とする。なお、清盛が家成の許に出入りしていたのを、家成播磨守当時とするのは〈盛〉のみで、他本はその時期を明示しない。○彼卿ノ祈ノ師ニ、大納言阿闍梨祐真トテ貴丰真言師 祐真伝未詳。「祈ノ師」は、「延命、息災などのために祈祷する僧侶」（『日国大』）。多くの物語に、天皇・貴族・武士などが自分のために祈祷を行わせる祈の師が、しばしば登場する。本段では、まだ幼少で局住みする清盛が始めて教えを乞う人物として、家成の祈の師が設定されているのである。『義経記』巻一でも、七歳の牛若に学問を教える人物として、義朝の祈の師「鞍馬の別当東光坊の阿闍梨」が登場する。また『玉葉』には、智詮という真言僧が、兼実やその家族の護身祈祷を行なったことが記される。○真言上乘ノ秘法 「上乘」は、大乘のこととで、「真言上乘」は、「真言密教が勝れた大乘の教えであることをいう」（『仏教語大辞典』法蔵館）。「和云、五大院、安然和尚云々ト者、無

双碩徳天下名匠トテ而、真言上乘祖師、八地菩薩也」（中世の文学『三国伝記』上―三九―四〇頁）。○掲焉 『時代別国語大辞典 室町編』（三省堂）はこれを「けつえん」と訓み、『伊呂波字類抄』や『太平記』巻十一「神泉苑事」などを挙げる一方、「けちえん」「かつえん」の訓みもあつたと指摘。『日国大』や『角川古語大辞典』は訓みを「けちえん」とし、『源氏物語』「少女」「夜に入ては、中くいますこし掲焉なる火影に」（新大系二―二八四頁）や、『紫式部日記』「人のやうだい・色あひなどさへけちえんにあらはれたるを見わたすに」（新大系一―二六五頁）、『沙石集』（大系一―二三頁）「仏法ノ效驗ノ掲焉ナル事」などを挙げる。意は「著しいさま、際だっているさま。目だつさま。また、きっぱりとしたさま」（『日国大』）。

○大威徳ノ法コソ成就アレバ、必ズ天子ノ位ニ昇トハ申タレ 「大威徳」即ち「大威徳明王」は、「五大明王・八大明王の一（西方）。：経軌には調伏法を多く説くが、特にわが国では藤原時代以降に勝軍法が盛んである。形像、六頭六臂六足で水牛に乗る姿が特色で坐像と立像、その他細部の相違がある」（『密教辞典』法蔵館四五四頁）。『薄双紙』に、「大威徳法（調伏。所望。悪夢。呪咀。怨家）」とある（『大正新脩大藏経』第七八巻）。寿永二年（一一八三）十一月に、後白河院が義仲調伏のため、院御所法住寺殿で、百壇大威徳供を行わせている（横内裕人）ように、調伏を期して修されることが多い。〈盛〉巻三十二「維高維仁位論」では、維仁（清和帝）と維高との即位争いで、相撲で決着を付けるに当たって、延暦寺の恵亮が西塔宝幢院で大威徳法を修し、劣勢だった味方を勝利に導くという、「恵亮辟惱」の語をもって知られる説話が記される。この時、対する真済は東寺で降三世

の法を修したと記す。「降三世ハ東方薬師ノ教令輪身、四面八臂ノ形也。悪魔ヲ三世ニ降シテ永ク三毒ノ根ヲ断、帰敬者ハ官難ヲ弘生アリ。大威徳ハ西方弥陀ノ教令輪身、六面六臂ノ姿也。威勢ヲ一天ニ振テ必行者ノ望ヲ成、仰信ズル輩ハ、天子ニ上ル効験アリ。共ニ五大明王ノ随一、又東西守護ノ忿怒也」(《盛》4―四九七―四九八頁)。卷九「山門堂塔」にも、「大衆大師(惠亮のこと)ノ大威徳、西塔院ニ御座」(《盛》2―二三頁)の句がみえる。なお、惠亮の修した行法を大威徳とするのは、他に《闘・長・南・覚》・平松家本・竹柏園本・鎌倉本・百二十句本(語り本は惠亮が壇を建てたのを、大内の真言院とする)などであるが、《延・屋》は行法の種類を記さない。他に、『太平記』でも、空海が守敏を調伏するのに大威徳法を修している(大系本『太平記』1―四二三頁)。ただし、惠亮の説話における大威徳法は、即位に関わるものでもあり、大威徳法が即位を期して行われるものとも考えられたようである。『太平記』の「承和修^ニ大威徳之法^ト」、次君

【引用研究文献】

*高橋昌明『清盛以前 伊勢平氏の興隆』一三二頁・一六〇―一六二頁(平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10。参照は後者による)

*角田文衛「池の禅尼」(古代文化)三六一―一九七四・10。『王朝の明暗』東京堂出版一九七七・3再録。参照は後者による)

*横内裕人「密教修法からみた治承・寿永内乱と後白河院の王権―寿永二年法住寺殿転法輪法と蓮花王院百壇大威徳供をめぐって―」(『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣一九九七・5)

1 同人行陀天

清盛、後憑^{のちたも}シク思^いテ弥^よ致^{せい}精誠^{せいせい}一、²祈念シケレ共、余^{ひんげ}ノ貧者也ケレバ、倩案^{ひんげ}ジテ思^いケルハ、「我諸^{わが}国^{こく}庄園^{しやうえん}ノ主也。縦^たヒ何^{なに}トナケレ共、生得^{しやうとく}ノ報^{はう}トテ、身^み一ツ助^{すけ}ル分^{ぶん}ハ有^あルゾカシ。況^{げん}、清盛^{せいせい}ガ身^みニ於^おテ。ヲヤ。希代^{きたい}ノ果報^{くわくぱう}哉^や」ト怪^{あま}処^{ところ}ニ、⁷或時^{あるとき}、蓮台野^{れんたいの}ニシテ、大^{おほ}ナル狐

乃^な坐^ま玉^{たま}屐^き」(大系本『太平記』2―三〇七頁)も、惠亮が大威徳法を修した折の話に拠るといふ。本段も同様の認識に拠るか。○可曾^い力^{ちから}滋味^{しじ}ヲモ断^{こと}ジ、玄石^{げんせき}ガ美^{うつく}キ酒^{さけ}ヲモ禁^こジテ 可曾^い・玄石^{げんせき}ともに『蒙求^{もうきゅう}』の「可曾^い食^た方^{かた}」「玄石^{げんせき}沈^{しん}酒^{さけ}」による。可曾^いは贅^{ぜい}を極めて天子をしのごく食事を好み、玄石^{げんせき}は千日間酔いが醒めない酒を飲んで、誤って葬られたという。日本での享受例として《校注盛》は、『蒙求和歌』を引く。『宝物集』に「鄭康^{ていこう}は三百盃をのみ、玄石^{げんせき}は一石をくらふ」(新大系三二三頁)とあり、『曾我物語』卷二「りうせきが、塚よりいでて、はんらうが、茫然とせしやうに、酒もれや」の「りうせき」も「劉玄石」のことである。美食家・愛飲家の例として挙げられる。本段のように、両者を一対にして引く例は未見。○ツトメント思^いフ心^{こころ}ノキヨモリハ花^{はな}ハ咲^さツ、朶^たモサカヘン 七^{なな}カ年の信心^{しんじん}勤行^{きんぎょう}の後に下された大威徳明王^{だいゐとくめいおう}の託宣^{たくせん}にも関わらず、次段では、清盛は依然として貧者のままであったという。次段の注解「余^{あま}ノ貧者也ケレバ…」参照。

指摘する。○弓手ニ相付テ〈新定盛〉の「弓を持つ左方に追詰め
て」（1—106頁）が良かるう。「折節射付馬ノ早走ニ乗タリケリ。
一鞭アテ、弓手ニ相付テ、箠ノ上ザシ拔出シテ、雄鹿ニハ同草ニ射留
ツ、雌鹿一ハ逃テケリ」（盛）5—295頁。○黄女〈近〉の「ど
うによ」は「童女」だろう。〈長〉は「光をはなつほどなる女」（1—
39頁）とする。「黄女」のイメージに重なるか。「黄女」と表現され
るのは、狐がその色から五行説において土徳と位置づけられる（吉野
裕子）のと関係するか。とすれば、「童女」は「黄女」の誤読であろ
うか。ただし誤読をうむ背景には、狐を神体とするダキニ天を祀るダ
キニ法と深く結びついた、伊勢外宮での辰狐の法を修した「子良」の
存在（山本ひろ子・中村植里）が意識されたのかも知れない。狐が女
性へと変じた背景には、騎狐女神（女神が狐に乗った姿）として形象
化されるダキニ天のイメージが存在すると思われる（ダキニ天につい
ては「貴狐天王」項参照）。また狐は、『今昔物語集』（二六一—七）、
室町物語『木幡狐』『玉藻の前』など、物語でしばしば女性の姿となっ
て現れる。同様に、狐を使いとし、ダキニ天とも習合した稲荷神も、
女性の姿となって現れた。『山家要略記』巻五「貴女対曰、吾是雖
女人「非凡女」聖女也。（中略）為「申慶賀」自「稲荷」来向也。」（統天
台宗全書・神道一八二頁）。○七十四道中ノ王〈長〉「七十七道の
中の王」。いずれも未詳。○貴狐天王 騎狐天王、黄狐天王とも。
ダキニ天のこと。美濃部が紹介する『弁才天利益和談抄』には、「山
城国稲荷大明神ハ・枳尼天にて黄狐天皇とあらはれ、狐をもつて使者

【引用研究文献】

*阿部泰郎「色好みの神—道祖神と愛法神」（『日本の神』第一巻「神の始原」平凡社一九九五・5。『湯屋の皇后』名古屋大学出版会一九九八。

とし給ふ。弁才天女の垂迹にて一切に福をあたへ、国家をまもり給ふ
事あらたなり」（一九〇頁）とある。以下次段にわたって、清盛がダ
キニ天を信仰した由来が説かれる。ダキニ天は胎蔵界曼荼羅外院南方
の焰摩天の傍らに四天衆として侍座し、大黒天の眷属である夜叉とも
いわれる。名波弘彰は、ダキニ天法が焰摩天供の別供から独立したも
ので、これにともなってダキニ天も独立した信仰対象となったと指摘
する。これを受けて中村植里は、時代による焰摩天曼荼羅の変遷を分
析し、「一二世紀には女形を取りはじめ、狐との習合も明らかになっ
つあった」と結論した。ダキニ天について説明する『大日経疏』によ
ると、彼らは人が死ぬ六ヶ月前にそのことを知り、その心臓を食らい、
人黄を食らうことよって、一日に四域を巡り、すべてを意のままに
獲得できるという。なお、中村植里は、鎌倉後期作と思われる騎狐女
神型ダキニ天像を紹介する。また、ダキニが騎狐女神像として形象化
される経緯について、閻魔の眷属としてのダキニから、野干（ジャッ
カル）⇨狐という誤解、両者にみられる葬地出没行動と死体嗜食とい
う共通性、さらには凶像の世界におけるダキニと弁才天との習合など
を考察する（他に、笹間良彦参照）。○コウク 狐の鳴き声を横
にした擬音語。『今昔物語集』二七—三八「女忽ニ狐ニ成テ、門ヨリ走
リ出デ、」「コウク」ト鳴テ」（新大系5—163頁）。また、平安
末期写とおぼしいダキニ天の祭文では、「その祈りの頂点にいたり、
「……し給へや、コウク」と、狐の啼き声を真似て人を拘束しよう
とする」（阿部泰郎三〇二頁）。

7再録。引用は、後者による)

* 笹間良彦『ダキニ信仰とその俗信』(第一書房一九八八・1)

* 中村禎里『狐の日本史 古代・中世篇』(日本エディタースクール出版部二〇〇一・6)

* 美濃部重克『源平盛衰記』の解釈原理(一)(伝承文学研究二九、一九八三・8)、『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。引用は、著書による)

* 山本ひろ子『異類と双身—中世王権をめぐる性のメタファー—』(現代哲学の冒険4『エロス』岩波書店、一九九〇・6)、『変成譜』春秋社一九九三・7再録)

* 吉野裕子『狐—陰陽五行と種荷信仰』(法政大学出版会一九八〇・6)

¹ 同しく清水寺詣

清盛案ジケルハ、「我財宝ニウヘタル事ハ、荒神ノ所為ニゾ、荒神ヲ鎮メテ財宝ヲ得ニハ、弁才妙音ニハ不如。今ノ貴狐天王ハ、妙音ノ其一也。偕ハ、我陀天ノ法ヲ成就スベキ者ニコソ」トテ、彼の法ヲ行ケル程ニ、又返シテ案ジケルハ、「実ヤ、外法成就ノ者ハ、子孫ニ不伝ト云者ヲ、イカニ有ベキ」ト被思ケルガ、「ヨシク、当時ノゴトク、貧者ニテナガラヘンヨリハ、一時ニ富テ名ヲ揚ゲンニハ」ト被行ケレ共、¹² 追後イブセク思ヒテ、兼テ清水寺ノ觀音ヲ奉憑、¹⁵ 蒙御利生ト、¹⁶ 千日詣ヲ被始メタリ。雨ノ降ニモ風ノ吹ニモ日ヲ闕ズ、¹⁷ 千日既ニ満ジケル夜ハ、¹⁸ 通夜シタリ。夜半計ニ、¹⁹ 両眼抜ケテ中ニ廻リテ失セト夢ヲミル。覺メテ後、²⁰ 浅猿ト思ヒテ、「実ヤ、²¹ 仏神ハ、来たらザル果報ヲ願ヘバ、²² 還テ災ヲ与ヘ給」トイヘリ、アハレ、是ハ分ナラヌ幸ヲ願フニ依テ、²³ 觀音ノ罰ニ我魂ヲ抜給ガ見エヌルヤラ²⁴ ン」ト、現心モナシ。サルニテモ、人ニ尋ントテ、「我眼ノ抜ケテ、中ニ廻リテ去リヌルト夢ニ見タルハ、善悪悪シク」ト、札ニ書テ清水寺ノ大門ニ立てテ、人ヲ付テ令聞之。参リ下向ノ人多ク札ヲ見テ、「不心得」ト而已云テ、²⁵ 誰モ善悪ヲバイハズ。兩三日ヲ経テ後ニ、²⁶ 或人見之、²⁷ 打ちウナツキテ、「美ニ日出キ夢也。吉事」ト、²⁸ ヲバ目出シト云。目出トハ目出ルト書ケリ。眼ノ抜ハ目ノ出ル也。此夢主ハ、²⁹ 日來心苦ク³⁰ 仕キ事ヲノミ見ケルガ、³¹ 此の觀音ニ依奉³² 帰依³³、³⁴ 難ノ眼ヲ脱棄³⁵ 給ヒテ、³⁶ 吉事ヲ見ズル新³⁷ キ眼ヲ可³⁸ 入替³⁹ 給⁴⁰ 御利生ニヤ。⁴¹ アツパレ夢ヤ⁴² く⁴³ ト、⁴⁴ 兩三度⁴⁵ 嘆⁴⁶ テ去リヌ。使⁴⁷ 歸⁴⁸ テ角ト申⁴⁹ ケレバ、⁵⁰ 清盛大⁵¹ ニ悦⁵² テ、⁵³ サテハ高相也⁵⁴ ケリトテ、⁵⁵ 彼⁵⁶ 札ヲ深ク納⁵⁷ テ、⁵⁸ 仰⁵⁹ 天⁶⁰ に、⁶¹ 果報ヲ俟⁶² ツ。

【校異】1〈近〉「おなしき」。2〈近〉「の」。3〈近〉「ゑんには」、〈蓬〉「得には」、〈静〉「得ハ」。4〈近〉「しかず」、〈蓬・静〉「しかし」。5〈近〉「か」。6〈蓬〉「法を」。7〈近〉「法」はミセケチ。8〈近〉「まことや」、〈蓬〉「実には」、〈静〉「実には」。9〈近〉「しそんにつたはずと」、〈蓬〉「子孫につたはらずと」、〈静〉「子孫につたはらずと」。10〈近〉「いふものと」。11〈近〉「しに」。12〈近〉「ゆくすゑ」、

13 〈蓬〉「さすか後」、〈静〉「さすか後」。14 〈近〉「清水寺の」。15 〈近〉「御りしやうをか
 うふらんと」、〈蓬〉「御利生蒙らんと」、〈静〉「御利生蒙らんと」。16 〈近〉「りやうがん」、〈蓬〉「両眼」。17 〈近〉「めくりて」、〈蓬・静〉「まは
 りて」。18 〈蓬・静〉「報を」。19 〈近〉「かへつて」、〈蓬〉「還て」。20 〈近〉「わざはひを」、〈蓬〉「災を」、〈静〉「災を」。21 〈近〉「ばちに」。22 〈近〉
 「さむぬると」。23 〈近〉「きよみつ寺の」、〈蓬〉「清水寺の」。24 〈蓬〉「大門に」。25 〈近〉「きかしむ」、〈蓬〉「是をきかす」、〈静〉「是をきかす」。
 26 〈近〉「よしあしをは」、〈蓬〉「善悪を」。27 〈近〉「めいづるとかけり」、〈蓬〉「目出と書けり」、〈静〉「目出と書けり」。28 〈蓬〉「此夢をぬしは」。
 29 〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よつて」。30 〈蓬〉「かへぬきすて」、31 〈蓬・静〉「見する」。32 〈近・蓬・静〉「あはれ」。33 〈近〉「ほめて」、〈蓬・
 静〉「嘆して」。34 〈近〉「あふき」、〈蓬〉「仰て」、〈静〉「仰て」。

【注解】○清盛案ジケルハ、「我財宝ニウヘタル事ハ：本話は、〈食〉
 にもあり。○荒神「忿怒の形相をした荒々しい神で、わが国在来
 の荒魂あうたまの信仰に、インドの毘那夜伽（ヴィナーヤカ、歓喜天と訳す）
 が習合したもの。毘那夜伽は、一切の法の障碍となる神であるから、
 真言宗ではこれを降伏げりくだすることを行う（これを荒神供こうじんぐという）」（角川
 古語大辞典2—二七三頁）。山本ひろ子は、荒神の正体を『仏説宇賀
 神王福德圓滿陀羅尼經』によって説明する。荒神は、「自レ此東南角
 有三神王。一名飢渴神、二名貪欲神、三名障礙神。飢
 渴神ノ形ハ如ク餓鬼ノ色如ク黒雲。貪欲神ノ形ハ如ク蝦蟆ノ色五色。障礙
 神ノ形ハ空体。如ク虚空ノ色如ク黄色」という三悪神であった。須達長
 者が今生に七度富貴・貧窮を繰り返した理由は、仏事を怠り荒神の怒
 りを買った為であった（三四一—三四三頁）。荒神は三面六臂の鬼神
 の姿をもって形象される。これと同一視されるのが、障礙神である摩
 多羅神で、『玄巨重大事 口決私書』には、「摩多羅神事、只是三宝荒
 神ト習フ也」と記されている（一九九頁）。○荒神ヲ鎮テ財宝ヲ得
 二ハ、弁才妙音ニハ不如 荒神を鎮める存在として「弁財妙音」があ
 げられている。〈覺〉巻第七「竹生島詣」には、「夫大弁功德天は往古

の如来、法身の大神也。弁才妙音 三天の名は各別なりといへ共、本地
 一跡にして衆生を濟度し給ふ」と記される。弁才天は妙音弁才天とも
 呼ばれるが、また宇賀弁才天と呼ばれるものもあった。妙音弁才天は、
 『金光明最勝王經』卷七「大弁才天女品」によれば、エンマ天の長姉
 とされ、知恵・弁説・音楽を司る神とされる。一方宇賀弁才天は、福
 徳を司る観音の化身とされた。『溪嵐拾葉集』卷三六「弁才天法秘決」
 には、「右手持「智釵」能除「障礙神」。左手持「如意宝珠」能除「飢渴神」。
 頂上有「白蛇」能除「貪欲神」（大正蔵六二〇頁）と記される。荒神
 を降伏するのが宇賀神王であり、老人の頭頂に蛇身の宇賀神王をいた
 だくのが、宇賀弁才天である（山本ひろ子）。ところで、宇賀神は日
 吉山王の十禪師と習合する。山本は、『山家要略記』等の記述をもと
 に、「十禪師とは、異の方に止住する荒神の所為を監視し、その力を
 封じ込める宇賀神であることが知られ」とし、また一方で「十禪師
 は「穢悪邪欲ノ者」には「尤怪」をもたらす「亂鬼神」（荒神）とな
 る」とする。すなわち、宇賀神（＝十禪師）は、荒神を降伏する神で
 あり、また荒神と本体ともされたのである（三四五—三五五頁）。こ
 の蛇体の宇賀神王と河の神格化である弁才天が、水神＝竜蛇信仰を仲

立ちとして習合したのが宇賀弁才天である。このような弁才天に対する認識は、荒神を鎮める弁才天という〈盛〉の発想と、基盤を同じくするものであろう。なお、〈盛〉巻二十八「經正竹生鳥詣」には、弁才天について「垂跡ノ効驗ヲ訪ヘバ、一陰陽ノ明神也」(4—24—2頁)という一節があるのも、こうした弁才天の性格を踏まえてのものか。○今ノ貴狐天王ハ、妙音ノ其一也 この叙述からは、荒神と弁才妙音という関係と並んで、ダキニ天を弁才妙音の眷属ないしは団体とみる意識がうかがえる。弁才天とダキニ天の習合の問題は、守覚法親王の『北院御室拾要集』に記された、摩多羅神の姿(其形三面六臂云々。…中聖天、左吒吉尼、右弁才也)との関連が、彌永信美によって指摘される(五七三頁)。また『神代卷秘決』「東寺御即位品第三十二」には、「以聖天吒天弁才天一尊。故云三天倉行也。」(統神道大系『習合神道』)とあり、聖天・吒天・弁才天を一尊とする言説が見える。他にも、弁才天三部経の一つである『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠王陀羅尼』に、宇賀神がダキニ天・聖天・愛染明王などに変貌することが記されている(山本ひろ子三三六頁)。他方中村禎美は、凶像的には狐に乗った宇賀弁才天像に導かれて、騎狐ダキニ天像が形成されたと指摘する(九〇頁)。清盛の貴狐天王―ダキニ天(≡弁才天)信仰に関するこの記事をめぐっては、美濃部重克が、「吒天・弁才天を一体として祭る呪術世界の観念と清盛の叡島信仰の伝えとが、この説話形成の要件をなしている」とし、「弁才天は福神としての性格を強めていく過程で、保食神・御食津神として稲荷神と観念され、しかも蛇体であるともされる宇賀神と習合して蛇体のイメージを強めていったらしい。…稲荷信仰あるいは狐を祭る民間の信仰もま

たいつの頃からか、密教の吒天信仰と習合していた。…弁才天、吒天、宇賀神、稲荷、狐神などの修法や信仰は、いつの頃からか混濁して、吒天・弁才天の一体説をも形成していたのである」(一八八―一八九頁)と指摘する。そして、「吒天信仰のコードが平家一門の盛者必衰の具現を説く独自の解釈原理として設定されて」(一九五頁)いと主張する。○陀天ノ法 ダキニ天の修法。とりわけ天皇の即位灌頂において注目される。すなわち、真言系の東寺即位法はダキニ天法によるもので、天皇即位の際に、ダキニの真言を唱えたとされる。『天照太神口決』に、「此撰録太神秘法云、吒天法御即位時、四海領掌法云、不_レ受_レ此法王位輕_レ持_レ四海不能_レ故不限_レ王、諸寺繙素及_レ俗人、持_レ此法者分々高位自在得也」「東寺方撰録_レ傳留置授_レ之」(神道大系『真言神道』下―一五〇〇頁)とあるように、ダキニ天法が撰闋家によって管轄されていたことについては、山本ひろ子をはじめとして、諸氏による指摘がある。また、この法を持つ者は自在に高位を得るとも記されている。総じて稲荷を鎮守とした東寺系においては、ダキニ法が肯定的に捉えられていたようである。『溪嵐拾葉集』卷三九「吒天尼天秘決」には、「山門有_レ此天法事。示云、古老伝云、此吒天法者、東寺三井派委細相伝、山門無_レ之。其故山家大師御相承有、相輪・下此法禪法被_レ埋了。仍天台流不_レ賞翫_レ申伝。然而黒谷流代代相伝来秘藏事有」(六三三頁)とあるように、ダキニ天法は東寺と寺門に伝えられ、山門においては重要視されず、ただ黒谷において密かに相伝されてきたという。さらに山本は『溪嵐拾葉集』の「天照太神天下_レ給_レ後、天、岩戸、籠_レ給_レ云者、辰狐、形_レ籠_レ給_レ也」という記述に注目し、天照―十一面観音／如意輪観音(震多摩尼)―辰狐―ダキニ天とい

う回路の存在を説く。阿部泰郎は、鎌倉末写とされる『稲荷記』に記される利生の象徴体系として、「（弘法大師が）如意宝珠を納める山は五岳を象り、中央が弥陀—辰狐王、西峯は愛染—弁才天、北は不動—三大神、東は大威徳—天照大神—吒天、南には降三世—丹生明神—訶利帝母とそれぞれ顕われ」る（二九六頁）と述べる。これら及び前項の美濃部の指摘は、〈盛〉における、清盛による大威徳修法からダキニ修法、観音信仰（清水寺）という展開に隠された文脈を読み解く上での鍵となる。○外法成就ノ者ハ、子孫ニ不伝 校異9参照。〈長〉「外法成就の者は子孫には伝はずと」（一—三九頁）。外法を行った者は、それで得た福德は、子孫には伝わらないの意。〈延・長〉では、「大塔建立」話の弘法大師や巖島明神の託宣に見るように、平家の栄華は、平家の悪行に関わりなく、もともと清盛一代限りのものであった（早川厚一）。に対して、〈盛〉では、平家の栄華が、清盛一代で終わった原因を、清盛の、外法であるダキニ天修法に求める。なお、「外法」とは本来は「内法」と対になる語で、仏法以外の教法の意。ただし、ここでは外道の法・邪法の意で用いている。ダキニ天法は、前項で述べたように天皇の即位灌頂にも関わった一方で、外法ともされた。〈延・長・盛〉（延）第一本「成親卿八幡賀茂僧籠事」には、大将の地位を望んだ成親が、上の社では真言の秘法を仁和寺俊堯法印に、下若宮ではダキニ天を三室戸法印に修させたこと記す。三室戸寺は寺門派の流れを汲む寺院であり、前項で引用した『深嵐拾葉集』の記述とも符合する。また〈寛〉では、成親の説話でダキニ天法を「彼外法」と呼び、ダキニ天法が外法と意識されていたことを示している。なお、〈盛〉は、清盛のダキニ天修法話と成親のダキニ天修法話を記

すことにより、両者の悲劇の原因が、外法のダキニ天の修法にあったとし、その運命を盛者必衰の具現であると説明することによって、両者の奇妙な相似性を暗示している（美濃部重克）。他に『太平記』巻二六「妙吉侍者ト云ケル僧是ヲ見テ浦山敷事ニ思ヒケレバ、仁和寺ニ志一房トテ外法成就ノ人ノ有ケルニ、訶祇尼天ノ法ヲ習テ三七日行ヒケルニ」（大系3—四三頁）にも、ダキニ天法を外法とすることが見える。一方、十三世紀中頃成立の『古今著聞集』巻六には、藤原忠実がダキニ法を修したことが記されているが、ここには外法意識は見られない。この説話では、忠実が夢中に現れた女房姿の女性の髪をつかんだところ、狐の尾が手に残ったとされており、ダキニが女神姿を獲得していると同時に、狐との習合を果たしている。○遺後イブセク思テ 〈長〉には、「一時に富てなをあげんと思ひて、彼法をたしなま。先清水寺に参詣して、御利生をかうぶらんとて、千日詣をはじめて」（一—三九頁）とあり、〈盛〉の該当句は見あたらない。〈長〉では、清水寺での千日詣が、ダキニ天の法の修法の一つかのようにも読めるが、次項に見るように、弁才天は千手観音の眷族であることから、十一面千手観音を本尊とする清水寺に参詣したと読めよう。「遺後」の訓については、校異12に見るように、二様の訓がある。〈蓬・静〉のように、「さすが後」と訓めば、栄華が子孫にまで受け継がれないとしても、一時でも豊かになった方が良いと思ったもの、さすがにこれから後のことが不安に思われての意となる。但し、「遺」に、「サスガ」の訓は見あたらない。「遺 テイ、メクリユク、チマタ、カクム、ユク」（天文本『字鏡鈔』一一五二）。「遺 ユク」（〈名義抄〉仏上五三一）。〈名義抄〉に「向後 ユクサキ、ユクスエ」

(仏上三八六)の訓があり、「道」ニ、「ユク」の訓があることからすれば、「道後」は、〈近〉のように、「ユクスエ」と訓むのが良いか。

○清水寺 音羽山清水寺。本尊は十一面千手観音。坂上田村麻呂建立と伝えられる。弁才天(大弁功德天)は、『千手観音造次第法儀軌』

などによると、千手観音の二十八部衆の一人とされた。おそらくはこのような認識から、清水寺が発想されたのである。また、貞慶『弁才天女講式』に「第一明本誓願者、先本地観自在菩薩者一切如来浄妙法身之体」(『貞慶講式集』山喜房二二八頁)、『深風拾葉集』卷

三六「弁才天法秘決」に「次宇賀弁才天は観音と一体ともされた。」(六二〇頁)とあるように、宇賀弁才天は観音と一体ともされた。なお、〈盛〉は卷二に「清水寺縁起」を載せる。○両眼抜テ中二廻テ失

ヌト夢ヲミル この後の夢解きによれば、目が出るとはまさに字義どおり、「目出キ夢」であった。清盛がこうした夢を清水寺で見たのは、清水寺の本尊が別名十一面千手千眼観音と称されていたことと関わり、清水寺西門は、瞽女達が自らの眼病治癒を祈りつつ、子女塔に参詣する婦女子をあてに、生活の糧をも得る恰好の場所だった(「目下力一四頁」という指摘とも関わり。また、清水寺には盲目景清

伝説もあり、「千手観音を本尊と仰ぐ清水寺は、元来、盲人の信仰を集める力を内在させていたと見られる」(同二一四頁)。このように本話は清水寺にまつわる目の信仰と密接に関わり。○『仏神ハ、

来ラザル果報ヲ願ヘバ、還テ災ヲ与ヘ給』トイヘリ 〈長〉『三宝は来らぬ報をねがふなるには、かへりて命をたつ』といふ物を(一―三九頁)。いずれも典拠未詳。これと類似の表現としては、〈盛〉卷三「成親望天将」の「神ハ不稟非礼」ト云事ナレバ、非分ノ事ヲ祈申サ

レケレバ、係ルフシギモ出来ニケリ」(一―一四六頁)などが挙げられる。〈盛〉では、これに続けて過分の地位を祈って天罰を受けた人物の例を挙げ、「横ノ義ヲバ、神祇不^{よじ}用云事ナレバ、カク示シ給フニコソ」(一四八頁)と結んでいる。○札ニ書テ清水寺ノ大門ニ立テ本話のように、札が立てられたことを記す事例は、〈盛〉には、他に八例ある。それらの事例を、読み手(書き手)・札の立てられた場所・読まれた(書かれた)内容に分けて整理すれば、次のようになる。

巻	読み手	場所	内容
1	1	清水寺の大門	目の抜けた夢の意味を識者に問うため
2	1	清盛の宿所六波羅の門前	平家一族の栄華を揶揄した落首
3	2	清盛の焼け大門の前	清水寺が炎上したことに対する落首
4	10	新熊野の法皇の庵室の前	清盛が法皇に布施を献じたことへの落首
5	16	何者か	福原遷都の行幸門出の落首
6	24	あとなし者	福原から遷都の際の落首
7	31	平家の者か	池殿の門前
8	33	あどなき者	法住寺殿の四足の門
9	35	何者か	獄門の木の下

本話の特異性は次の二点。①本話以外では、読み手が、「世ニハ不敵ノ者モ有ケリ」(巻二、一―一五三頁)とか、「イカナル跡ナシ者ノ態ニカ有ケン」(巻二、一―一一二頁)、あるいは「何者が立タリケン」(巻十、二―八十六頁)と不特定の者達であるのに対し、本話では、目の抜けた夢の意味を問う清盛とする点。②本話以外は総て落首か落書であること。恐らくは、①②の特異性は連関している。これらの九例以外にも、「札」とは書かれていないものの、柱や門に落首が書か

れたとする次の四例がある。

巻	読み手	場所	内容
10	何者	四足の柱	成範の旧妻を妻とした兼雅への落首
11	寺法師	門の柱	座主明雲が流罪された叡山への落首
12	離山の僧	坊の柱	荒廢した山門を悲しむ歌
13	奈良法師か	清盛邸の門	富士川合戦に敗走した平家への落首

なお、これ以外にも、平康頼が、配所有木の折の成親を偲んだ歌を釘貫の柱に書いたとする例（巻十）や、新都福原へ行幸供奉の者が、旧都の柱に、旧都の荒廢せんとすることを嘆いたとする歌（巻十六）等、いくつか見られるが、これらの歌には、落首としての要素が見られないことから省いた。ただ、後者の事例（巻十六）などは、その後に、先の5の事例が続くように、同類のものとして扱うべきかもしれない。これらの落首が書かれた場所は、いずれも、擲擧された者に関わる建物の柱や門に書かれている。『吾妻鏡』建久三（一一九二）年三月二十日条に、「於山内_二有_一百ヶ日温室、往反諸人并土民等可_レ浴之由、被_レ立_レ札於路頭」とあるように、札を立て諸人や土民に広く周知させている。このように、高札を「自分たちの行動の意味や方向性を示す手段」としたり、高札によって「互いの主張や言い分を表明する」というやり方は珍しくなかった（酒井紀美一八〇～一八四頁）。また、一方で高札は領主からの制法の意味も持っており、水藤真によれば、「①点札、②制札、③高札（頸札）、④籠名・高札、⑤掟・規則・裁許の札、⑥衆知の札の六種に分類でき、これらの札の発給者はすぐれて領主であり、その内容は主に刑法犯に関わるもの、領主権の

侵害に関わる犯罪、衆知のためのもの三種類であった」。このように、掟・条目・禁制などを記した高札を路頭に立てた事例を多く記すのが『太平記』である（大系本巻五一一七二頁、巻十六一一六三頁等）。また、路頭の札に落首が書かれた事例も、次に引くように四例見出される。

巻	頁	場所	内容
1	一八八	六条河原	渡部の橋の合戦で正成に大敗した隅田・高橋への落首
2	一一七	五条の辻	足利の紋を新田の紋にした義貞率いる降人を見ての落首
3	三一四	五条の橋爪	畠山国清を擲擧する落首
4	四〇二	道の岐	宮の入道に一度も勝てぬ直冬を擲擧する落首

〈盛〉をはじめとする『平家物語』では、高札は、その内容に直接関わる者に関わる特定の場所に立てられているのに対し、『太平記』では、多くの人々の目に触れる路頭に立てられた例が多い。ただし〈延〉巻一二では、頼朝が平家の子孫の探索を時政に命じ、その意を受けて家人等が触れを札に書いて辻々に立てたとするものもある。○人ヲ付テ令聞之… 〈長〉は、「両三日ヲ経テ後ニ」まで欠く。目移りによる脱落の可能性もあるが、〈長〉では、この後も、使が帰って、清盛に報告したとする記事を欠く。○参り下向「参上することと下向することの意であるが、宮参り、寺参りに出かけること、神社・仏閣に参拝することの意にいう」（『角川古語大辞典』）。○実ニ目出キ夢也。吉事ヲバ目出シト云… 〈長〉は、「眼ノ抜ハ目ノ出ル也」まで欠く。『名語記』「メテタシ如何、目出也。抑ヨキ事ニ目ノイツラム様如何。コレハ目タツラシトイフ事ニテコソ侍ヘルラメト存セルモノ也。

タツヲ反セハツ也。メツヲメテトイヘル歟」(卷九一六五ウ)。吉き事を、なぜ目が出ると言うのか、その事に関わる俗説のようなものを、〈盛〉編者は新たに取り込んだのであろう。○此観音ニ依奉帰依、難ノ眼ヲ脱棄給テ 〈長〉「三宝に帰依し奉るがゆゑに、歎の眼をすて、」(1—4頁)。清水観音に千日詣でしたその利生が、目の抜

け出るといふ、目出たい夢であったことを言う。〈盛〉「難ノ眼」は、〈長〉「歎ノ眼」の誤読の可能性もあるが、「難」には、「クルシフ、ナム、ウレフ」(名義抄) 僧中(一三六)の訓もある。○嘆テ去又〈長〉「合せて去ぬ」(四〇頁)。〈盛〉の場合は、「感嘆して」、〈長〉の場合は、「夢合わせして」去っていったの意。

【引用研究文献】

- * 彌永信美『大黒天変奏 仏教神話学Ⅰ』(法蔵館二〇〇二・4)
- * 日下力『平治物語』常葉譚考』(国文学研究八〇、一九八三・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6)
- * 酒井紀美『中世のうわさ』(吉川弘文館一九九七・3)
- * 中村禎美『狐の日本史 古代・中世篇』(日本エディタースクール出版部二〇〇一・6)
- * 名波弘彰「南都本『平家物語』経正竹生島詣と日吉聖女宮の琵琶法師」(文芸言語研究 文芸編一、一九八七・1)
- * 早川厚一「平家物語の成立―延慶本の終結部から―」(軍記と語り物三五、一九九・3。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3加筆の上再録)
- * 水藤真「札を打つ」(国立歴史民俗博物館研究報告五〇、一九九三・3)
- * 美濃部重克「源平盛衰記」の解釈原理(一)』(伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。引用は、著書による)
- * 山本ひろ子『異神』(平凡社一九九八・3)

同人捕る化鳥^一

¹ 夢見テ七日ト² 申³夜ハ、内裏ニ伺候シタリ³ケリ。夜半計⁴ニ及⁵テ、南殿ニ鵠⁶ノ音シテ、⁵ 一鳥ヒメキ渡⁷リタリ。藤⁸の侍従秀方、折節番⁹ニテオハシケル⁶ガ、殿上ヨリ高声ニ、「人ヤ候¹⁰く」ト⁷被召ケリ。左衛門の佐ニテ、間近¹¹ク候¹²ケレバ、「清盛」ト⁸答⁹ふ。南殿ニ朝敵アリ。罷¹⁰出¹¹テテ擲¹²めヨ」ト仰ス。清盛、「コハイ¹³カニ、目ニ¹⁴見¹⁵ル者也トモ、飛行自在¹⁶ニテ¹⁷天ヲ翔¹⁸ケラン者ヲバ¹⁹争取²⁰ルベキ。況²¹ヤ暗サハクラシ、¹³ 躰モ見エズ、音バカリアラン者ヲ、角ト²²レト仰²³出²⁴サル、事ノ浅猿²⁵サヨ、イカバハセン」ト思²⁶ケルガ、急度²⁷思²⁸直シテ、「¹⁴ 実ヤ、¹⁵ 繪言¹⁶ト号セバヤ。¹⁷ 様アル事也。天竺¹⁸ニハ¹⁹勅定²⁰、獅子ヲ取²¹大臣モアリ。漢家²²ニハ²³宣旨²⁴ノ使²⁵ト²⁶名乗²⁷テ、²⁸ 荒²⁹タル虎ヲトル者モ有³⁰ケリ。我朝³¹ニハ³²任³³³⁴ 叡慮³⁵、雲

ニ響^く雷^ヲ取^る臣^ト下^モ有^リケリ。延喜^ノ御宇^ニハ、池ノ汀ノ鷺^ヲ取^ルタル^ニ蔵人^モアリ。末代^トイヘ共、日月地^ニ望^ミ給^{ハズ}、争^ル例^ヲ追^ハザル^{ベキ}、取^リテ^進セバヤ」ト思^ヒケレバ、「²⁴畏^テ」トテ、音^ニ付^テ踊^リ懸^ルカ^ル処^ニ、此^ノ鳥^ハ騷^テ、左衛門^ノ佐^ノ左^ノ袖^ノ内^ニ飛^ビ入^ル。則^チ取^リテ^進タリ。叡覽^{アレバ}、²⁵少^サ「²⁹キ鳥^也。何鳥^ト云^フ事^ヲ不^ズ知^ル食^ミ癖^物也^トテ、有^リ御評定^{。ヨク}見^{レバ}、²⁹毛^{シユウ}也^{。毛^{シユウ}トハ、鼠ノ唐名^也。加^カ様^ノ者^{マデ}モ、皇居^ニ懸^念ヲナシケル^ニヤ。博士^召セ」トテ、召^レタリ。占^申ケル^ハ、「此^ノ事^漢家^本朝^ニ希^也。但^シ垂^仁天皇三年^{二月}二日、³³毛^{シウ}皇居^ニ其^ノ變^ヲナス。武者所^蒙仰^セ、トラントシケル^ニ不^ズ取^リ得^シテ、門外^ニ飛^出デヌ。此^ノ故^ニ七年^ノ大疫癘^{、七}年^ノ大飢饉^{、七}年^ノ大兵乱^也ケレバ、廿一年^ノ間、³⁵上^下方^人其^ノ愁^絶ヘズ。而^ルヲ清盛^{、綸言}ノ下^ニ朝威^ヲ重^シテ、怪鳥^ヲ取^ル事^ヲ得^{タリ}。尤^モ吉事^ニ候^{。天}下^十六箇年^ノ間、風雨^時ニ隨^ヒ、寒暑^オリ^ヲ不^レ可^レ悞^ト奏^シケレバ、「³⁸希^代ノ吉^相ニヤ」トテ、⁴²南台^四ノ竹^ヲ召^{、中}ニ籠^メテ、⁴³清水寺^ノ岡^ニ埋^レタリ。御惱^ノ時^ニ勅使^立チテ、⁴⁴被^レ含^宣命^時、「⁴⁵毛^{シユウ}一^竹塚^{」ト云}ハ是^也。有^公卿^僉議^{、「天下}安穩^ニ万民^愁ヘ^ヲ休^{メン}ニハ、⁴⁹恠^異ヲ鎮^メテ進^{スル}ニハ不^レ如^カ。コレ非^朝敵^鎮ニヤ。勸^賞アル^{ベシ}」トテ、⁵¹安^芸云^ノ守^ニナサル。是^清水^寺ノ夢想^ノ驗^也。鼠^ハ大^黒天^神ノ仕^者也。此^ノ人^ノ榮^花ノ先^表タリ。威^勢ハ大^威德^天、福^分ハ弁^才妙^音陀^天ノ御^利生^也。}

【校異】 1〈近〉「清盛捕化鳥并一族官位昇進付禿童并王莽事」と傍書し、「ゆめをみて」。 2〈近〉「申には」の「に」に「夜」と傍書。 3〈蓬〉「ける」。 4〈近〉「なんてんに」、〈蓬〉「南殿に」。 5〈近〉「ひとつのとり」。 6〈近〉「ガ」なし。 7〈近〉「めされけれ」の「れ」の横に「り」と傍書。 8〈近〉「こたふ」、〈蓬〉「答」。 9〈近〉「なんてんに」、〈蓬〉「南殿に」。 10〈蓬・静〉「みゆる」。 11〈蓬〉「天に」。 12〈近〉「いかて」、〈蓬〉「争か」、〈静〉「争か」。 13〈近〉「ていも」、〈蓬・静〉「鉢も」。 14〈近〉「実」。 15〈近〉「よう」、〈蓬・静〉「ためし」。 16〈近〉「かうし」、〈蓬〉「号して」、〈静〉「号して」。 17〈近〉「なのつて」、〈蓬〉「名乗て」。 18〈近〉「まかせ」、〈蓬・静〉「まかせて」。 19〈静〉「叡慮」の横に「雄畧天皇御宇事也」と傍書。 20〈近〉「いかつちを」、〈蓬・静〉「雷を」。 21〈近〉「げうには」。 22〈近〉「くらんとも」、〈蓬〉「蔵人も」。 23〈近〉「まいらせばやと」、〈蓬〉「進せはやと」、〈静〉「進せはやと」。 24〈近〉「かしこまつて候とて」、〈蓬〉「畏てとて」。 25〈近〉「つゐて」。 26〈近〉「さはひて」、〈蓬・静〉「さはきて」。 27〈近〉「まいらせたり」、〈蓬〉「進たり」、〈静〉「進たり」。 28〈近〉「ちいさきとり也」、〈蓬〉「小鳥也」、〈静〉「小鳥也」。 29〈近〉「もうしうなり」、〈蓬〉「毛しうなり」、〈静〉「毛しウ也」。 30〈近〉「もうしうとは」、〈蓬〉「けしうとは」、〈静〉「毛しうとは」。 31〈近〉「けねんを」、〈蓬〉「懸念を」、〈静〉「懸念を」。 32〈近・蓬〉「はかせを」、〈静〉「博士を」。 33〈近〉「もうしう」、〈蓬〉「けしう」。 34〈近〉「かうふり」、〈蓬〉「蒙りて」、〈静〉「蒙りて」。 35〈蓬・静〉「上下」なし。 36〈近〉「うれへ」、〈蓬〉「愁」。 37〈近〉「を」の右に「の」と傍書。 38〈近〉「おもつして」、〈蓬〉「おもんして」、〈静〉「をもんして」。 39〈蓬・静〉「十六年の」。 40〈近〉「あやまるへからすと」、〈蓬・静〉「あやまつへからすと」。 41〈近〉「吉左右にやとて」。 42〈近〉「なんていの」、〈蓬・静〉「南台の」。 43〈蓬〉「清水寺の」。 44〈近〉「ふくまるゝとき」、〈蓬〉「含めらるゝ時」、〈静〉「含らるゝとき」。 45〈近〉「もうしう」、〈蓬〉「けしう」、〈静〉「毛しウ」。 46〈近〉「いちちくかつか」と。 47〈近・蓬〉「あつて」、〈静〉

「ありて」。48〈近〉「やめんには、〈蓬・静〉「休めんには」。49〈近〉「けいを、〈蓬・静〉「恠異を」。50〈近〉「まいらするには、〈蓬〉「進するには」、〈静〉「進するには」。51〈近〉「けんしやう、〈蓬・静〉「勤賞」。52〈蓬〉「あるへへしとて」。53〈近〉「せいすいしの、〈蓬〉「清水寺の」。54〈近〉「ししや也」、〈蓬・静〉「使者也」。55〈蓬〉「ノ」なし。56〈蓬・静〉「也」。57〈近〉「いゑいは」の「ゑ」に「せ」と傍書。

〔語釈〕○鵠 トラツグミの異称。『和名抄』に「鵠〈沼江〉、惟鳥也」

とあり、夜半より早朝にかけて鳴くが、その鳴き声が陰気でもの悲しげなことから、古来不吉で不気味な鳥として忌まれた（梶原正昭三五三―三五五頁）。『平家物語』では頼政が鵠を退治した話が有名で諸本に載るが、その話にも見るように、鵠は宮中において最も多く出現する。本話で、南殿（紫宸殿の別称）に現れたとするのも同様である。このように、宮中に出現する鵠は、王権と敵対する異形のモノの象徴でもあった（須藤真紀八〇―八一頁）。〈盛〉では卷十六「三位入道芸等」に記され、「頭ハ猿、背ハ虎、尾ハ狐、足ハ狸、音ハ鵠」という「癖物」（二―五一―九頁）だったとする。○藤侍徒秀方〈長〉「藤の侍徒季賢」（一―四〇頁）。『長門本平家物語の総合研究』では、〈尊卑〉（二―三八七頁）に記載のある「右馬允藤原季俊男の季賢か」（一―三六頁）とするが、季賢（方）は、『奥州後三年記』にも明らかのように、源義光の郎等であり、のち源義綱の郎等になっている。〈尊卑〉の源義明に付された注（三―三三三頁）に、季賢（方）は、天仁二年（一一〇九）二月、義綱の三男義明と共に官兵の追捕を受けた際、奮戦の後二人共に自害したとあり、この卒伝は信憑性が高いという（米谷豊之祐三一頁）。いずれにせよ時代が合わず別人物。故に、宿直の番をしていた秀方・季方なる人物は未詳だが、侍従は、殿上人・公卿へ昇進する際の重要な官職である。その官職にある秀方・季方は、そうした人物を輩出しうる家の息という設定であろう。○左衛

門佐 〈長〉「左衛門尉」。清盛は、大治四年（一一二九）正月二十四日に、初任で衛府の次官である左兵衛佐になるといふ、公卿の子なみの昇進を遂げている（青山幹哉三三頁）。左衛門佐・左衛門尉に任じられた記録はない。ただし、衛門佐も兵衛佐と同じく、上流貴族が昇任していくコース上の官職であった。衛門尉は、一階落ちるが、「中央で活躍する武士の中でも源氏や平氏の名門で棟梁とよばれるにふさわしい者に与えられるのが当時の通例」（野口実一四五頁）の官職。

この後、清盛は、化鳥退治により、安芸守になったとされるが、左衛門尉の場合、左衛門佐や左兵衛佐に較べて、大変な昇進を遂げたことになる。○朝敵 化鳥を朝敵と呼ぶ点、〈長〉同。「朝敵揃」に見る「土蜘蛛」のように、「朝敵」という用語が、異類退治譚をも含み込んだ例。〈盛〉は、頼政譚の鵠も「朝敵」と記す（佐伯真二二六―二七〇頁）。

○目二見ル者也トモ… ここは、たとえ人の目に見えるものであっても、自由自在に空を飛び回るものを、どうして捕らえることができようかの意で、本来鵠が人の目に見えるものかどうかについての言及はない。ただし、頼政の鵠退治譚では、「目二モミエヌ変化ノ者仕レト仰下サル、事、未承及」（〈延〉二―八七ウ―八八オ）とするように、〈四・延・覚〉（この内、〈闘・南・屋〉は欠巻）では、鵠は人の目には見えないものとする。に対して、〈盛〉は、「目二不見物ナラバ可祈祭。是ハ目ノ当也。弓ノ上手ヲ以テ射サスベキ歟」（二―五一―一〇頁）と目に見えるものと記しながら、頼政の言葉では、「目二モ見え

又媚物ヲ、而モ五月ノ暗夜ニ射ヨトノ勅命、弓取ノ運ノ極ト覺タリ（五一六頁）と、不整合を来している。鶴は、人の目には見えないものとするのが、古い形だろう。○実や、**論言ト号セバヤ。様アル事也**「そうだ、論言と名乗りたいものだ。例のあることだから」の意か。あるいは、「様アル事也」と訓めば、「理由のあることだ」の意か。該当箇所を、〈長〉は、「実や、論言と号せば、さる事のある物を」（一四〇頁）とする。『長門本平家物語の総合研究』は、「そのように無理と思われたことも叶うことがあることだ」（上―三七頁）と解するが、「そのように無理と思われたことも」に該当する記事がこれ以前になく、無理が有るか。あるいは、「さる事のは」、「去る事のか」とすれば、「そうだ、論言と名乗れば、退去することもあるものを」の意となるか。○天竺ニハ号勅定、獅子ヲ取大臣モアリ。漢家ニハ**宣旨ノ使ト名乗テ、荒タル虎ヲトル者モ有ケリ**〈長〉には、「漢家には宣旨の使と号して、荒たる虎をとり、勅定と号してけやけき獅子をとる大臣もあり」（四〇頁）と少し異なるが、いずれも典拠未詳。

○我朝ニハ任叡慮、雲ニ響雷ヲ取臣下モ有ケリ。延喜御宇ニハ、池ノ汀ノ鷺ヲ取タル藏人モアリ この内容については、〈盛〉巻第十七「謀反不遂素懐」の末尾記事「上代ニハ宣旨ト云ケレバ、枯タル草木モ忽ニ花サキ実ノ成ケリ。又天ニ翔鳥、雲ニ響雷モ王命ヲバ背カズ」（三―五八頁）に続けて、「栖軽取雷」「藏人取鷺」に詳述される。この本朝の事例記事、〈長〉にはなく、〈盛〉の増補記事だろう。○末代トイヘ共、日月地ニ陰給ハズ「末代に及といへども、日月いまだ天に御座す」（〈長〉 一―四〇頁）とも言う。〈盛〉巻第十七「謀反不遂素懐」にも「今ノ世ニコソ王威モ無下ニ軽ク御坐セ共、サス

ガ日月地ニ落給フ事ハナシ」（三―五五―五六頁）とある。前項の指摘にも見るように、本話の形成に深い関係が有ることが分かる。〈延〉第一末「山門ノ大衆座主ヲ奉取返事」には、「世ハ末ナレドモ日月未ダ地落」。（一―六〇）と見える。末世となっても、道義・正義がまだ廢れてはいないことを言う慣用句。ここでは論言の權威が衰えていないことを言う。○音ニ付テ踊懸ル処ニ 先に、「論言ト号セバヤ」とあり、「勅定」「宣旨ノ使」と名乗って獅子や虎を捕らえた例が記されていたように、ここは、〈長〉「音につゐて、「宣旨ぞ」と申て、躍かゝる」（一―四〇頁）のようにあるべきところだろう。○毛シヌウ 〈長〉「毛朱」（四〇頁）。〈校注盛〉は、『初学記』の鼠の事対に載る「毛蒼」かとする。「異物志曰、鼠母、頭脚似鼠、毛蒼口鋭、大如水牛、而畏狗。水田時有害災、起於鼠」（七一―九頁）。ただし、大きさが水牛程もあるとする点、合致しないようである。また、朝川鼎は『善庵隨筆』（嘉永三年刊）で、「毛朱」は「毛末」の誤りとして、『和名類聚抄』「鼯鼠一名鼯鼠」に「和名毛美」とあるのを引き、ムササビのことであるかとする。美濃部重克は、「毛じゆう一竹塚の話は文脈の上から見て、吒天と関連を持つこと、鼠に似た小動物で竹の筒に入れられたとすること、などから、くだ狐や飯綱の法との関連が推測される」（二〇―二頁）とする。○垂仁天皇三年二月二日、毛シヌ皇居ニ其変ヲナス 典拠未詳。『日本書紀』『扶桑略記』『愚管抄』その他年代記などにも、垂仁天皇の治世に「毛シウ」が出現し、疫癘・飢饉・兵乱が続いたという記録はない。○天下十六箇年ノ間、風雨時ニ隨ヒ、寒暑オリヲ不可悞 〈校注盛〉（一―二八頁）に指摘するように、類似記事が、『保元物語』半井本・鎌倉本・金刀比羅本にあ

る。「五歳ニテ踐祚、御在位十六ヶ年ノ間、海内シツカニシテ天下ヲ
 ダヤカナリキ。風雨時ニシタガヒ、寒暑ヲリヲアヤマタズ。御歳廿一
 ニシテ、保安四年正月廿八日、御位ヲノガレテ」（半井本四頁）。鳥羽
 天皇の五歳から二十一歳までの十六ヶ年の在位期間を指すのだが、実
 質的には白河院政下にあった。〈長〉は、「仍天下は六年があひだ、風
 雨時に随ひ、霜雪おりにあやまつべからずと申」（四一頁）と、やや
 形を崩す。○南台ノ竹 〈長〉「南面の大竹」。いずれも未詳。国文
 叢書『源平盛衰記』（池邊義象、博文館一九一三・二）は、「清涼殿の
 御溝の外に植ゑられたる河竹をいふか」（二三頁）とし、〈校注盛〉で
 は、「あるいは清涼殿の東庭の竹台の竹（呉竹）などをさすか」（二八
 頁）とする。○清水寺ノ岡ニ埋レタリ 〈盛〉は、巻十六「三位入
 道芸等」で、頼政の鶴退治説話においても、「彼変化者ヲバ清水寺ノ
 岡ニ被埋ニケリ」（二一五―一九頁）と、鶴を清水寺の岡に埋めたとす
 る。頼政の鶴退治説話を載せる諸本の中でも、清水寺の岡に埋めたと
 するのは、〈盛〉のみである。前出の清水寺での夢想に関わらせるだ
 けでなく、清水寺周辺で何らかの鶴にまつわる伝承を、〈盛〉は汲み
 取っているのか。○毛シユウ一竹ガ塚 未詳。〈長〉「毛朱一竹の塚」
 （四一頁）。近世の京都地誌類の多くは、〈盛〉の本文を引きながら、
 未詳とする。『長門本平家物語の総合研究』は、『山城名勝志』が「一
 竹塚」として、「土人云三年坂下路東鳳堂屋敷云所云々」とあるのに
 注目し、「清水三年坂の下にあるとする点、「清水寺のおか」に埋めた
 とする本文に合致する」（上―三八頁）とする。また、〈盛〉の影響は
 大きく、『閑田次筆』『扁額軌範』などには、寛政の頃に清水寺にて石
 棺が掘り出されて祟りがあったことを記し、この一竹塚との関わりを

指摘している。○安芸守ニナサル 清盛が安芸守に任じられたのは
 久安六年（一一五〇）二月二日（〈補任〉は、久安二年のこととする
 が誤り。五味文彦四八頁・六九頁）のこと。清盛三十三歳の時。清盛
 が、左兵衛佐であったのは、大治四年（一一二九）の十二歳の時から
 保延二年（一一三六）の十九歳の間。その点、〈盛〉は「左衛門佐」、
 〈長〉は「左衛門尉」としていて、清盛のいつの頃の話として記そう
 とするのははっきりとしないが、「清盛行大威徳法」では、清盛幼少
 時の話としていた。その後、清水寺への千日詣の話を含みこんでいる
 ことからすれば、実際の清盛が左兵衛佐であった時の頃と重なる話と
 見て良からう。しかし、清盛が、化鳥退治により、左衛門佐（左衛門
 尉）から安芸守になったとするのは、その間に清盛は、中務大輔や肥
 後守に任官しているように、史実の上からは大変な飛躍がある。○
 鼠ハ大黒天神ノ仕者也 大黒天は梵語マハーカール（摩訶迦羅）「偉
 大なる黒い者」の訳。シヴァ神の眷属であるが、仏教に取り入れられ
 て仏教の守護神となった。大黒天または大黒神という。義浄『南海寄
 帰内法伝』によれば、西方の大寺院の食厨の柱の側に置かれる神で
 あったという。『王経良賁疏』に記された斑足王の説話では、「塚間
 摩訶迦羅大黒天神」は墓場に住み人の血肉を食らう神であり（彌永信
 美九五頁）、黒谷流ではダキニ天と団体視された（山本ひろ子二一六頁・
 二〇〇頁）。『溪嵐拾葉集』卷三九「吒枳尼天秘決」では、「摩多羅神
 者即摩訶迦羅天是也。亦是吒枳尼也」（六三三頁）と、摩訶迦羅天則
 ち大黒天がダキニ天と同一とされる。同時に大黒天はダキニ天の降伏
 者ともされ、黒谷流戒家の本尊であった（山本ひろ子二二一―二二六
 頁）。美濃郡重克は、「大黒天は密教の儀軌において、吒天を降伏する

天とされている。吒天を使役する吒天の法において、行者が大黒天の印呪を用いる根拠はそこにある。行者は大黒天の力を借りて吒天を服従させ、それを使役する」（七一〜七二頁）と指摘している。さらにダキニ天は大黒天の眷属となる。彌永信美は天台の学匠澄豪の『総持抄』を引き、「ここで荼吉尼は、「摩訶迦羅に属す」と言われているのと同時に、「不動は野干（＝荼吉尼）の上首なり」とも言う。いうならば「摩訶迦羅」と「不動」はある意味で同一視されていると言えるだろう。…さらに、同じ荼吉尼が「野干」と言い換えられていることにも注目しておきたい」（五七〇頁）と指摘する。さて、大黒天は、平安く鎌倉期には、頭部に冠をいただき、右手に袋、左手に宝棒を握った半跏像として形象化された（清水寺宝蔵院に同型の像あり）。また、一四世紀以降、比叡山系では三面六臂（中央に大黒、左に弁才、右に毘沙門）の三面大黒像が成立している。山本は、大黒天と宇賀弁才天とに交渉・競合があり、「福德の尊として大黒天と宇賀弁才天はびつたりと重なり合い、夫婦であることの観法をも育んだ」ことを指摘する（四三〇頁）。ダキニ天―弁才天―大黒天の連環が、本説話の背景にあるのだろう。次に、鼠を大黒の使者とする言説は、『白宝口抄』（二二五八〜一三四一年頃成立）「大黒天神法」が最初とみられる（彌永信美三四〇頁）。これは大黒天と毘沙門天（クベラ神）の習合が行われる中で（『溪嵐拾葉集』には「多聞摩訶迦羅」と記される）、クベラの持つ「寶石を吐き出すマングース」が中国で「鼠囊」と訳され、

【引用研究文献】

* 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（日本歴史、一九九六・6）

* 彌永信美『大黒天変奏 仏教神話学Ⅰ』（法蔵館二〇〇二・4）

(三)

「大黒↓クーベラ ヴァイシュラヴァナ（北方の神）↓鼠」「金剛葉叉↓北方↓黒色↓大黒」などの関連性によって結びつけられたと彌永は推論する（三七八〜三七九頁）。なお、一六世紀頃成立とみられる「清水寺参詣曼荼羅」には、清水寺が管理した五条大橋の中島に大黒堂が描かれている。○威勢ハ大威徳天、福分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也
〈長〉にはない。〈長〉には、大威徳法の説話もなかったことから、〈盛〉が大威徳法の説話を加えると同時に、この一文も総括として加えたと考えられる。前半の「真言上乘ノ秘法」としての「大威徳ノ法」と、後半の「荒神」鎮撫のための「弁才妙音」としての「陀天ノ法」の利生を総括する一節となっている。ただし、大威徳天法を威勢と、またダキニ天法を福分と結びつけるような認識が、どの程度普遍的なものであったのか疑問である。これらの説話と清盛の隆盛との関連を、〈盛〉が合理的に説明しようとしたものとも考えられよう。いずれにせよ、「陀天ノ法」を外法とする意識が、〈盛〉の世界全体にどこまで影響しているか読み解くかが、一つのポイントになるだろう。これについて美濃部が、「そこに清盛の吒天修法に大きな意味を与えようとする「源平盛衰記」の作者の一貫した作爲を見る。それは平家一門の盛衰を新たに解釈し、それを物語の上に表現するところの一つのコードとして、吒天信仰のコードとでも称すべき脈絡を設定している」（一九二頁）と指摘している。

- * 梶原正昭『頼政拳兵 平家物語鑑賞』（武威野書院一九九八・12）
- * 五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九九・1）
- * 米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』（近代文藝社一九九三・7）
- * 佐伯真一「將軍」と「朝敵」——『平家物語』を中心に——（軍記と語り物二七、一九九一・3。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9再録。引用は、著書による）
- * 須藤真紀「摂津源氏と「箭譚」——鶴退治説話の背景にあるもの——」（国文目白三九、二〇〇〇・2）
- * 野口実『鎌倉の豪族Ⅰ』（かまくら春秋社一九八三・1）
- * 美濃部重克「源平盛衰記」の解釈原理（一）」（伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。引用は、著書による）
- * 山本ひろ子『異神』（平凡社一九九八・3）